

## 予算審査特別委員会 第2号

平成27年3月10日(火曜日)

### ○議事日程

- 1 議案第 6号 平成27年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 7号 平成27年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 8号 平成27年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 9号 平成27年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第10号 平成27年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第11号 平成27年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

### ○出席委員(9名)

2番	岩間修身君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君
10番	逢見輝統君		

### ○欠席委員(0名)

### ○出席説明員

町	長	本間順司君
副町	長	田口博久君
教育	長	成田昭彦君
総務課	長	小白玉正司君
会計管理者		白岩豊君
財政課	長	三浦史洋君
民生課	長	和泉康子君
保健福祉課	長	佐藤昌紀君
産業課	長	村上豊君
建設水道課	長	本間好晴君
幼児センター所長		宮田誠市君
教育次長		佐々木容子君
財政係	長	人見完至君

○出席事務局職員

事務局 長

議事係長兼総務係長

藤 田 克 禎 君

中 村 貴 人 君

開議 午前 9時55分

- 議会事務局長（藤田克禎君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。  
ただいま委員9名の出席でございます。  
説明員は、町長以下13名の予定でございます。  
以上でございます。

◎開議の宣告

- 委員長（岩間修身君） おはようございます。ただいま9名の出席を見ております。  
よって、定足数に達しております。  
直ちに本日の会議を開きます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時58分

- 委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第6号ないし議案第11号

- 委員長（岩間修身君） それでは、平成27年度古平町一般会計予算の歳出から質疑を行います。  
78ページ、79ページ、1款議会費について質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（岩間修身君） ないようですので、次に2款総務費、80ページから101ページまで質疑を許します。

- 9番（工藤澄男君） 86ページ、87ページの15節の工事請負ということで沖集会所の改築工事請負とあるのですが、説明書の地図を見ますと、あそこに倉庫2軒建っているのですが、あの倉庫というのは個人のものなのか、それとも町の土地の中にあるのでしょうか。

- 総務課長（小玉正司君） この図面ではちょっとわかりづらいですが、倉庫2軒ございます。あれにつきましては、それぞれ個人の所有でございます。土地につきましても個人の土地でございます。

- 9番（工藤澄男君） そうしますと、倉庫の脇のほうに建つような形だと思っておりますけれども、あそこ2軒とも屋根が道路と今建てる方向のほうに向いているので、除雪とか、落雪なんかの危険もあると思うのですが、その対応はしていると思いますけれども、そういう点はどうなっていますか。

- 総務課長（小玉正司君） 今回予定場所としては旧沖小学校の敷地、グラウンド、ここに書いてございますけれども、この2軒の石蔵については直接は支障ないと思いますけれども、あのおり細い道路で、道路に面していますし、これを建てるのと直接かかわりませんが、いずいとは

思っています。そういうことで、所有者も役場で把握してございます。そういうことで、今後の推移見ながら検討していきたいなと思っております。

○9番（工藤澄男君） 次に、もう一点だけ、92、93のコミュニティバスの委託料、13節の委託料なのですけれども、これ確か2年契約でやっていると思うのですけれども、最近契約するとき、例えば今油が値上がりしたり下がったりとか、そういういろんな変動もあったり、それから労務賃金なんかも最低賃金がだんだん上がってきたりという、そういう面は加味してやっているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） これにつきましては、26年から3年間の債務負担行為と、まだ26年ですから、ことし、来年、再来年と3年契約でございます。ちょうど26年、物価上がったたり、それから人件費、道の歩掛かりも上がってございます。そういうことも当然加味しながら、ただ上がりぐあいはわかりませんが、そういうことでお互いに役場も道の歩掛かり使って、それから業者さんもそれぞれ推移考えながら見積書出しているというふうに私は思っております。

○6番（高野俊和君） 初めに85ページ、いつも聞くのですけれども、13節の委託料の町有建物除雪委託料ですけれども、これ毎年大体500万前後かかっているのですけれども、今回も300万程度なのですけれども、これに対しても予算に対しまして企業体に何割という最低金額の保証料というものはあるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 町有建物の除排雪ですけれども、単価契約でございます。そういうことで、保証料とかそういうのはございません。

○6番（高野俊和君） この施設の内訳わかりますか。

○総務課長（小玉正司君） 町有建物除排雪の施設でございますけれども、役場、元気プラザ、文化会館、海洋センターでございます。

○6番（高野俊和君） わかりました。

それでは次に、同じく85ページの使用料及び賃借料の後志広域連合派遣職員住宅料でありますけれども、本年度は役職はわかりますか。

○総務課長（小玉正司君） 広域連合の派遣職員、ことし3年目で帰ってくる職員、それから27年度から3年間、新しくまた派遣になります。そういうことで、27年度から3年間派遣する職員は係長職でございます。

○6番（高野俊和君） 先日耐震という話は聞きましたけれども、住宅に関しては前任者と同じ建物に入るのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 今前任、余市から通ってございます。そういうことで、ことし行く職員は新たに住宅借りることになります。

○6番（高野俊和君） 次に、今工藤委員からもちょっとお話ありましたけれども、沖集会所工事請負でありますけれども、現在沖の町民の世帯数とかおおむねの人口ってわかりますか。

○総務課長（小玉正司君） この件に関して予算計上するとき地元の住民の方、町内会長さん、役員の方とお話しして、そのときの人数、住民票と違いますが、19世帯33人でございます。

○6番（高野俊和君） この設備トータルで4,000万ぐらいかかる予算だと思いますけれども、この

施設は住民の集会所はもちろんですけれども、避難所にもなるというふうに思いますけれども、この避難所には避難用の備蓄なども設備をするのでしょうか。下の項目に備品50万と書いてありましたけれども、その中には救急用のものとか、そういう備蓄も入るのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君）　ここで予算で見ている50万は、設備に対する備品でございまして、災害備品ではございません。ただ、災害備品につきましても、沖町離れていますので、何らかのものは用意したいなと思ってございます。

○3番（中村光広君）　87ページ、18節の自動体外式除細動器購入費77万9,000円とございますけれども、今現在何基設置されて、これは何台の購入でしょうか。

○総務課長（小玉正司君）　AEDの購入でございますけれども、これにつきましては当初から説明いたしますけれども、平成21年10月に地域活性化・生活対策の臨時交付金でまず公共施設7カ所に設置いたしました。そして、5年間たちましたので、昨年4台、役場庁舎2台、中学校、旅行村の4台設置、そして残り3台をことし27年度に設置、更新すると、そういうことで、海洋センター、小学校、幼児センターの3カ所でございます。

○3番（中村光広君）　今現在7カ所ということで、今AEDとかは非常に重要な人を助けるための器械になっております。公共施設の主な7カ所に設置ということですが、ほかに民間の中にでも設置するとか、そういう予定はございますか。

○総務課長（小玉正司君）　民間に設置と言いますけれども、それは民間の建物所有者、設置者の義務というか、責務でないかなと、役場が設置すると、そういう問題ではないと承知しております。

○4番（本間鉄男君）　87ページの企画の13節委託料でホームページの管理ということでお伺いしたいのですが、ホームページで昨年温泉のしおかぜの效能だとか、町内案内図だとか、そういうのも入れるということで、町内案内図は前から入っていたのですけれども、しおかぜの效能も載ってはおりました。そういう中で町内案内図、ホームページの中で見ていくと、あの地図がまず1つは見づらいのです。あのままのものを大きくするクリックの仕方ができるのかどうかわからないのですけれども、まず1つは小さくて地図としては見づらい。それと、業種ごとにある中に魚屋さんだとか、宿屋だとか、食事どころとかと出ていますよね。私以前から疑問に思っているのは、お菓子屋さんが田畑さん、それで村井さんもお菓子屋さんでないのかなと思うのですけれども、新地の丸山の外れだから載っけないのかどうか、平等ということでいえばお菓子屋さん2軒あるのなら載せてもいいのかなという思いと、それから今清水さんが水産加工で載っているのですけれども、どちらかという今今の業態であれば魚屋さんという形で、今2軒、田中さんと本間さかな屋載っていますけれども、そういう形で地図も見ながら修正していくべきかなと思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○総務課長（小玉正司君）　企画の委託費のホームページの更新でございますけれども、これにつきましては、この予算につきましては日常の細かい点の毎月の委託でございまして、そして、たしか今年の議会でも本間委員さんのほうからご指摘ございました。それで、去年はちょっと予算なくて、ほんの少し担当のほうに言って直しましたけれども、まさに今本間委員さん言ったことをこれから先行型の交付金、これを使いまして、今言った内容とまさに同じ内容を内部で話し合っ、きちん

とした図面、それをクリックすると加工屋さん出てきたり、その辺今内部打ち合わせして変えようとしている。27年度になりますけれども、変える予定でございます。

○4番（本間鉄男君） できるだけ実情に沿った、そういうような改修をしていただきたいなと思います。

それと、古平町のホームページの中に空き家バンクというところが出てくるのです。それで、私そこをクリックして、後志の空き家バンクというか、そっちへ行くのだけれども、そこから行かないものですから、後志合同何とかという、あれのほうで検索して後志の空き家バンクのほうに、しりべし空き家バンクというあれで検索すればそのまんま行くのでしょうけれども、古平町のホームページから行こうと思ったら途中でひっかかってしまったというような感じがしたのです。それで、後志合同広告だかなんかというほうから追っていったら古平も空き家バンクの中に1軒載っているのです。あれ、今までずっと載っていなかったものが載っていると。というのは、どこの家というのは私家を見てわかっていますけれども、以前不動産売買のほうのホームページ、そっちのほうを見たときにそっちからは出ていたのです。だから、古平の場合に空き家バンクに登録するだとかそういうときに、今回の空き家バンクに載っている古平の1軒というのは古平町を通して例えばしりべし空き家バンクのほうに登録されたものか、町がわからずに、不動産のほうから空き家バンクのほうに行っているものなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います

○総務課長（小玉正司君） 頻繁に我々も見せていません。今初めて古平で1軒というふうにお聞きしました。そういうことで、町を通してはございませぬ。システムも町を通すとかというシステムでなくて、町に言ってくれば町もお手伝いしますよと、原則的には個人の方が空き家バンクに登録と、そういうシステムでございます。ただ、今人口減少とか、そういう関係で空き家対策、これからもう少し力入れていきたいなと、そのように考えてございます。

○7番（木村輔宏君） 85ページの委託料の件ですけれども、役場庁舎劣化度調査委託料というのは何をどのくらい調べるといふことなのでしょう。

○建設水道課長（本間好晴君） 済みません、説明できる資料を持ってきておりませぬで、申しわけございませぬ。後ほど時間あればお答えしたいと思います。

○7番（木村輔宏君） それはそれでいいのですけれども、ただこれこの前の総括のときにちょっと出たお話なのですけれども、劣化度合いによっては町長の公約であります役場庁舎を早めるという可能性があるのかなということでもちょっとお聞きしたのですけれども。

○町長（本間順司君） その結果によりましては、そういう場合もなきにしもあらずということでもございます。

○8番（真貝政昭君） 今の85ページの庁舎劣化度調査なのですけれども、国からの指示という説明だったと思います。それで、以前、20年ほど前ですけれども、やはり劣化度調査やっているはずなんです。そのときは、道の寒地研究所に依頼をしてやったと記憶しています。その結果の報告なのですけれども、今まで建っているから大丈夫だという極めて雑駁な報告でした。つまり当時はまだ大地震だとかそういうのが近々のあれで出ていませぬでしたので、そういう緊迫感はなかつたのですけれども、その程度のもので、これは町側からの依頼でやってみたと、そういう経緯でした。

今回の調査は国からの指示でということなのだけれども、これの結果次第では何か義務的なものが発生するのか、強制力みたいなものが発生するのかという点についてはどういうことになっているのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 今回の劣化度調査なのですけれども、耐震改修促進法という法律を根拠にして、公共施設の耐震診断を実施しなければならないということで実施するものです。それによって、建てかえあるいは補強とか、そこまで義務づけされるものではなく、ただ結果は公表しなければならない。そうすると、おのずとその方向性といいますか、公表してそのままでいいということにはならないかな、何らかの将来的な手だてなりは明らかにする必要があるのかなというふうに考えております。

○8番（真貝政昭君） 築八十数年で現在の耐震基準からは到底間に合わない代物になってしまったということで、それから町が抱えている建てかえというのは差し迫っていますけれども、現ナマでなければ建てられないという事情がありますので、近々に即建てかえというふうには現実的にはちょっと考えられない。それで、町で計画している防災の観点からの震度は5強でしたか、ということから考えるととても耐えられないのではないかとということから考えれば、結果を待つことなく、建物内に避難する箱物、緊急にそれくらいは考えてもいいのではないかとというふうに考えられるのですけれども、そういう構想というのは全くないのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 役場庁舎、確かに昭和2年、大変古い建物でございます。ただ、それにつきましても役場内部、庁舎内部にまた別な頑丈なものをつくって、そこに避難とか、まだそこまで現実的に考えていないのが実情でございます。道庁の赤れんがしかり、それからこの文化会館もしかりでございますけれども、調査終わった段階でその数値を見ながらさまざま検討しなければならないかなと、まだその程度でございます。

○8番（真貝政昭君） 今言ったように、緊急避難のそういう簡易な箱物、それはぜひとも検討すべきでないかというふうに考えています。

それと、沖集会所について伺います。過去に沖町は水害に遭いましたよね、それで写真でしか見たことがなかったのですけれども、市街地がかなりえぐられた傷跡の写真があります。それで、建設予定箇所の町有地なのですけれども、過去に水害があったときに被災した場所なののでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 過去に水害で被災あった写真があったと今おっしゃりましたけれども、私ちょっとその写真見たことございません。そういうことで、沖町は確かに水の出るところだと聞いていますけれども、実際いつ水害でどこが被害を受けたかというのはちょっと承知してございません。

○8番（真貝政昭君） 多分道路から川側のほうは一帯にいつているのではないかとというふうに思います。それと、八反田国治さん宅のところも大雨の際に土砂崩れ等で被災しているのです。だから、この近辺は全域被害を受けているのではないかとというふうに考えています。予想しているのです。それを調べていただきたいなと思います。

それと、もう一つ気になるのは、この被災から後に工事がされたと思うのですけれども、上流に砂防ダムがありますよね、あれが当初計画どおり機能しているかどうかというのが心配です。被災

した直後に建設されたものであればかなりの年数がたっていますし、管理がどのようにされているのかも全くわかりません。一度見に行って、こんなでかい砂防ダムがあったのだなという記憶がありますけれども、多分道のほうで管理されているのかなというふうに思っているのですけれども、大雨の際にきちんと上流部が大丈夫なようになっているのかどうかを確認したいのですけれども、それはどのようになっていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今真貝委員おっしゃいました沖村川につきましては2級河川で、道が維持管理やっております。ですから、そこに入るには、一定の防護柵みたいのがたしかありますので、その中に入ってみたいということであれば許可等必要なと思いますので、もし必要であれば、私のほうから申し入れをして手だては可能かと思えます。

○8番（真貝政昭君） それと、建設予定地なのですけれども、ここは現在空き地で、除雪の際の雪の堆雪場所でもあり、町で委託しているバスの周回というのですか、車を回すのにも利用されているように思えるのですけれども、この建設によって今まで使われていたこういう機能がどのように変化するのか伺います。

○総務課長（小玉正司君） 説明資料で42ページの建設予定箇所、道路に面してこのように建物が建つようなイメージありますけれども、間口を塞ぐようなことでなくて、十分雪捨てれるように、結構面積ございまして、1,800平米くらいもありますので、十分そういう機能、当然今までの雪捨て場、それから駐車場も確保しなければなりませんから、そういうことにはならないかなというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 工事費を見ますと、さほど大きな建物ではないように思います。設計するに当たっては地域住民と相談しながらという説明がありましたので、それは問題ないと思うのですが、こういう集会所はいざというときの道路が閉鎖された場合の避難施設としても使われると思えますので、例えば厨房、それから浴室等も当然考えていかなければならないのではないかとというふうに思っているのですけれども、その点はどのような構想を持っているのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 建設するに当たっては、一回は予算計上するに当たってお話聞いていますし、これから建てるに当たっても、平面だとか、その時点、時点でまた相談したいと思っております。ただ、どこまで設備用意するかと、それにつきましては、ここが何日も避難場所になるとか、その辺も考えながら、それから住民の声も聞きながら最終的に判断していきたいと思っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に3款民生費、102ページから123ページまでと地域福祉センター費指定管理料の説明資料であります200ページ、201ページの質疑をあわせて許します。

○9番（工藤澄男君） 106ページ、107ページの5項13節委託料で、これ私毎年聞いていることなのですけれども、高齢者の緊急通報業務委託ということで、今何人ぐらいの方が利用されているのでしょうか。



○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今1月末現在で47件の方が利用しております。

○9番（工藤澄男君） これは、高齢者にとって緊急でボタン押したらすぐ救急車が来てくれるということで非常に便利なのですけれども、今までの中でこの緊急のボタンを押して救急車をタクシーがわりに使っていたという方も実際におりました。その方は今いませんけれども、その後そういう方がいるかどうかわかりますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員おっしゃられる結果的にタクシーがわりの使い方になってしまった。ただ、委員おっしゃられる方も本人にとっては緊急を要する不安症だとかも、自分の中ではパニックを起こして、それで押している。それを通報を受けた安全センターとしては、ご本人の回答内容を見て緊急性ありと判断して救急要請しているという状態。結果的に救急車が到着した時点でさまざまなこともあったようではありますが、その方は今町内におりませんけれども、そういう繰り返しの利用だとかということは今のところ聞いておりません。

○9番（工藤澄男君） 今話に出たのですけれども、結局病院に救急車で行っても看護師さんが何で救急車で来たのと言う回数がすごく多かったそうです。このぐらいだったらタクシーか歩いてでも来れるのではないのというのが結構あったと聞いていますので、そういう人がまだいるのかなと思って今聞いたのです。

次は、116ページ、117ページの幼児センターの部分で7節の所長賃金ってここに出ているのですけれども、私去年の予算とかちょっと調べてみたら、所長賃金というのはことし初めて出てきたと思うのですけれども、所長賃金という内容をちょっとお知らせください。

○副町長（田口博久君） 幼児センター、今の子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、古平町においても幼児教育、保育を今まで以上にしっかりやっというということで、専門の知識、経験を持った方を所長として、臨時職員扱いなのではございますけれども、そういった方を所長として雇用していきたい。そうすることによって保育士の指導体制なり、そういった形を整えていこうと、そういったことでの賃金の設定でございます。

○9番（工藤澄男君） もう3月なので、この所長になるような方というのは恐らく役場庁内では大体決まっていると思うのですけれども、名前は明かせますか。

○副町長（田口博久君） まだ正式な手続終えておりませんが、教育経験、退職された校長先生など、そういった方を想定しております。

○9番（工藤澄男君） 先生方といいますと、古平に住んでいる方もおるでしょうけれども、その方がもし所長についた場合は古平に住んでしっかりやってくれるというような方なのではないでしょうか。

○副町長（田口博久君） 住まいまでは特定しておりません。町外からの通いでもよしというふうに考えております。そういった知識、経験を十分有する方ということで考えております。

○6番（高野俊和君） 103ページ、19節の負担金補助及び交付金でありますけれども、社会福祉協議会の運営助成費848万6,000円ですけれども、昨年より若干上がっています。これは、役職員のほか、局長、そのほか職員の給料だと思っておりますけれども、それは間違いありませんね。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この848万6,000円の内訳ですけれども、まず会長の報酬、それから事務局長の人件費をここで半分見ております。それから、主任の人件費を4分の3見ております。

それから、管理係職員の人件費2分の1、それから専門職の人件費4分の1を見ております。若干ふえているのは、定期昇給等の関係で若干ふえております。

○6番（高野俊和君） 大体わかりますけれども、多分今年度局長が新しくなるのだろうというふうに想像しますけれども、局長が新しくなっても新局長に対する2分の1という、それは全く変わらないのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 実は、この積算の時点では12月で退職された局長さんの人件費として積算しております。ただ、19日の日に候補となられる方と会長さんが面談して、その後30日に社会福祉協議会の理事会、評議員会がございます。そちらのほうで承認された時点で正式に決定ということになるかと思えます。その際にその方の人件費について再精査して、多いようであれば後々に減額補正ということになるかと思えます。

○6番（高野俊和君） 次に、107ページの老人福祉費の20節の扶助費ですけれども、老人福祉施設の扶助費ですけれども、これ去年もちょっと聞いたと思うのですけれども、申しわけないのですけれども、今回もう一度確認させてもらっていいでしょうか。福祉施設、かるな和順とか、いろいろ入居している人たちが多いのだと思えますけれども、トータル何施設に入っているかわかりますか

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ここで見ているのは、余市のかるな和順、1施設に3名の方が入所されておりますので、その分の経費でございます。

○6番（高野俊和君） かるな和順以外で、ほかの施設の入った場合にもこれは該当するのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 行政としての措置を行った際の経費でございますけれども、過去に泊のむつみ荘という施設もございました。現在はかるな和順だけになっておりますけれども、最近は新規に措置している方というのはありませんので、過去からの方々の分でございます。

○6番（高野俊和君） わかりました。

次に、111ページの介護予防生活支援対策費の高齢者通院支援助成金ですけれども、75万ですけれども、これ要支援1、2の人が対象になる事業でしたか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） そのとおりです。

○6番（高野俊和君） たしか前年度20名ほどというのを聞いた記憶ありますけれども、これ何回通院しても限度はなかったのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 先ほどお答えした中でちょっと誤りがございましたので、この場をかりて訂正いたします。委員おっしゃられるとおり、中心的には要支援1、2の方、それと入退院時の関係で、要介護でストレッチャー等、家族だけで支援、タクシーでの支援等ができない方等についてもこの対象に26年度からしております。

それで、今現状の利用者ですけれども、24名の方が利用しております。

○6番（高野俊和君） これは、通院地域によって金額は変わるということではなくて、1回の通院に対して幾らということで、通院の地域によって金額変わるということはないのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 病院さまさまざまあります。一番近いところで診療所、それから余市の病院、それから小樽の病院、遠くは札幌までございます。それで、これを実際にサービスを提供

してくれる業者さんによっても多少の違いがございます。そういった中で、あと距離によっても金額が変わってきます。その4割を行政で賄うという仕組みになっております。

○6番（高野俊和君） 最後に、120ページの子ども医療対策費で20節の扶助費ですけれども、今回18歳までに医療費が上がりましたけれども、たしか各病院と契約をして患者さんが入院費を払う必要がないということで、契約していない病院に関しましても一時立てかえ払いはあっても後で町がその分を補助するというふうに聞いていたと思いますけれども、それ間違いないですか。

○民生課長（和泉康子君） この拡大した分ではなくて、まず子供医療費なのですけれども、北海道医療給付事業の中で乳幼児医療としてやっているものでして、このカード自体は全国の病院で適用になるものですが、古平町が無償化という、1割負担のところをゼロ、一部負担金580円をゼロとして直接窓口で無料化できるのは、北後志の病院と小樽の一部の病院、あと札幌も一部の病院や薬局ありますけれども、今おっしゃられている契約というよりも、うちのほうとしては医師会に依頼しているのが北後志、それと小樽の病院も何軒かなのですが、各町村の北海道医療給付から拡大して行っている部分がありますので、契約というよりも、北後志以外の病院についてはまず窓口でカードで適用になる部分を支払っていただいて、北海道医療給付の中では課税世帯の方は1割払ってくださいというルールです。非課税の方は一部負担金、何百円かかかったときにそれを払ってくださいというルールなので、カードを出すと1割または一部負担金を通常の病院では払うことになります。その領収書を古平町に持ってきていただくと、その負担した分を全額返すという形で、ただし北後志の病院についてはうちのカードを出すだけで窓口負担はなしという形で行っております。

○6番（高野俊和君） そしたら、結論を言えば、北後志以外のどこの病院にかかっても最終的には全額戻るという考え方なのだろうと思いますけれども、それから先日ちょっとお聞きしましたけれども、18歳までになりますと高校生以外で多少収入のある子供もいると思いますけれども、扶助費ですから、扶養されている18歳までとなるのだと思いますけれども、金額の最低金額、18歳の最低金額はどのぐらいまでこの扶養が認められるのでしたか、もう一回お知らせ願いたいと思います。

○民生課長（和泉康子君） 所得税法の扶養の範囲ということで、いろんな条件あるかと思うのですが、済みません、正確な数字あれですけれども、130万程度で、それ以上働く方については大体社会保険の適用になりますので、扶養になる、ならない別に、自分の健康保険に加入している場合は、自分の働いたお金で健康保険に加入できている子供については自立しているという子供と判断しまして、今回は子育て支援の延長ということですので、自立している子供は除外させていただくということになります。なので、130万、中学校卒業して1年目、1カ月、2カ月、前年度所得はないだろうという話なのですけれども、大体扶養の範囲と認められるかどうかですので、例えばもう正規に仕事していて、社会保険入っているようであれば、前年度の所得は130万なくても、それは扶養されていないこちらのほうで判断させてもらいたいと思います。

○7番（木村輔宏君） 116ページからです。先日町長さんにお話を聞いたニコットのカードの件も絡みますので、たまたま一番最初がセンターみらいだったものですから、それに関連すると思うのですけれども、この中でいろんなものをお買いになっているのですけれども、箱物ができると経済効果というのはその箱物の周りの商店とかに非常に効果があるということになるのですけれども、

センターみらいでは周りの商店から物を買っている割合というか、それからニコットとかはどのくらいの金額をお買いになっていますか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 全体としてかかっている経費の中のニコットさんの割合というのは、計算したことはございません。それで、保育の関係での特殊なものについては、ほとんど町外の業者から購入してございます。特殊なものであっても、保健堂さんがほとんどそっちのほうでもっていろいろ保育の関係で特殊なものを扱ってくれているので、できる限りはそちらから買っていたり、町内のほうの業者でもってというのは内容的には保健堂さんと若干ニコットさんがあるぐらいで、給食も委託しているので、ニコットさんに関しては把握してございません。

○7番（木村輔宏君） ということは、ニコットから買っていないという意味ですか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） いいえ、買ってございます。

○7番（木村輔宏君） 買っているということは、さっき経済効果のお話ししたのですけれども、箱物ができるとその周りのお店屋さんには経済効果というのがあるわけです。それをそこで買わないで、ニコットさんから買っているということになる。それとも、そこに物が無いから、例えば必要な部分で近所のお店からお話を聞くという、そういう形をとっていない。最初からニコットから買っているという意味でよろしいのですか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 必要なものが出たときにニコットさんを優先して買っているわけではございませんが、特にどこの店から、ニコットさんを除いたどこから特に買うというような認識では購入はしてございません。

○7番（木村輔宏君） 私が言っているのは、ニコット中心ではなくて、経済効果を考えたときに、そういう箱物があるとどこでもそうだと思う。例えば役場があると役場の周辺のお店屋さんを使ってもらえるという経済効果あると思うのです。そういう意味でいくと、例えばセンターみらいとかなんかあったときにその周辺のお店屋さんを使っているのですかということを知っているのです。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 周辺の店を使ってございます。

○7番（木村輔宏君） そしたら、例えば子供のおやつとかなんか、そういうものはどこから買っているのですか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） おやつとか食料の関係は、日清医療食品を給食の関係で委託していますので、特にそのようなものは町内からは買ってございませんが、町と日清さんのほうの給食の委託に関しては、食品についてはできる限り町内のほうから購入するようにということは申し入れてございます。

○7番（木村輔宏君） 何かしつこいのかもかもしれないけれども、私聞いたのはそういう意味でなくて、町内ではなくて、経済効果でいうとその周辺のお店屋さんから買うことが経済効果ですけれども、そういうものはどうですかということを知っているのです。申しわけないですね、何かしつこいみたいだけれども。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 大変申しわけありません。

町内から買える分については、100%町内から買ってございます。

○4番（本間鉄男君） 今ほかの委員が質問したので、私その続きではないですけれども、ちょっ

とお伺いしたいのですけれども、宮田所長、所長の2つぐらい前のときですか、幼児センターができたの。そのとき、その当時の副町長、そのとき助役とまだ言っていましたか、そのときに私質問しているのです。業者に委託するけれども、そのときに新地町内の商店からどのぐらい買っていますかと、保育所のときです。そしたら、大体新地町内から200万ほどは買っていますということを副町長が返答しているのです。その当時のですよ。そしたら、日清にかわったときに、新地町内お店がそのころ3軒か4軒から買っていたと思うのですけれども、そのときに新地町内の商店が例えば200万でも二百何十万でも買ってもらわなくなると余計過疎に拍車がかかると、商店が成り立たないよということで、その当時の副町長はそのように指導しますというような答弁しているのです。だから、それから簡単に言うと2代、3代、所長がかわって、引き継ぎなんていうのはもちろんないでしょうけれども、実際に以前であればおやつであれば新地のどこどこ商店から買ったとか、そういうような話も聞いていました。だけれども、結局業者丸投げにして、だんだん地元のそういう経済効果というものがなくなっているというのがかなり大きな原因かなと思うのです。値段を追っかけていくと、以前にも例えば日清であれば中国の材料を使っていろんな問題が起きていましたよね。私なんかも、今まで入っていなかった中でちょっと入ったときに、中国の材料を使っているものだから日清のほうからファクスが流れてくるのですよ、こういうものをどうのこうのと。中国の食の問題ありましたよね、ああいうものはどんどん、どんどんああいうところで使っているなという思いがしていたので、そういう食の安全だとかということを鑑みれば、もう少し保育所のほうの施設側としても話を、給食に対して食の安全ですから、やはりもうちょっと踏み込んでやっていくべきかなという思いもするのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） おっしゃるとおり、食の安全からしてみればそのとおりだと思います。それで、平成17年度のたしか秋にこの施設をオープンしたときに、その1年前から若干のかかわりがあったのですが、そのときに私も記憶は覚えています。給食を委託する上で、それでもってその給食に係る食材をどのようにするか、町内から極力とるようにと、この部分についてはいまだかつて、書類でもってどうのこうのという委託契約の中身には入ってございませんが、日清さんとの委託契約がこの間ずっと10年近くに至っていますので、その分は当然口約束であってもそれは生きているものと考えてございます。それと、この間私のほうに入ってくる部分については、新地のほうの業者の商店のほうにいろいろお願いして、極力とるようには私どものほうも指導してございます。ただ、その分の量が直接入ってこないから、だから仕方がなく買ったとか、いろんなことでは委託先の業者のほうは言っていますが、当初町のほうで委託するに当たっての町内の業者、お店を使うことについては、この間一切変わりございません。今も同じような中でもってお願いはしてございます。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、数字的な話をいうと、その当時二百何十万買っていたと思うのです。保育所のときです。幼保一元になる前ですから。そういう中で、実際に新地の商店から今総体的にどのぐらい買っているかというのは調べてみて、もうほとんど、1軒、2軒たまに買っているというお話は聞いていますけれども、そういう中で所長も一度調べてみて、町のほうでは町の商店の活性化だとかと言っているけれども、私から言えばそらぞらしいなと思っているのです。

本当に新地の商店、私ははっきり言って今回で商売やめますけれども、新地の商店、浜町の商店なんかでも、今の状態でいうと恐らく片方1軒、2軒、そのぐらいあれば商店というのは何とかなる。あとはならないだろうかと、私はそう予測しています。ということは、地元の人が地元で買っていない。悪いですけども、前にも言いましたけれども、町の職員なんかほとんど買っていないでしょう。だから、地元をどうしよう、こうしようと言うけれども、地元の中で回らない行政しているでしょう。そういう中で活性化であろうが、例えば私は本当に新地の人方にも言うのです。新地の商店で物がなければ浜町に来たときに買うのならいいけれども、なるべくふだんは買ってあげなさいよと。だけれども、何もなしよと。何もなしというのは、やっぱり悪循環なのです。その店に買いに来ないから、物を置かなくなる。物が傷んでくる。だから、だんだん減っていくと。これは、やはり町が回らないということなのです。だから、その一つの手だてとして、例えば役所で買えるもの、それは地元で少しでも補ってあげる。これが経済の循環だと思うのですけれども、だから一回保育所なんかでも新地の町内から日清がどのぐらい買っているのかというようなものを調べて、最初の約束の中でできるだけ買ってもらうような、そういう工夫、そういうものが必要でないかなと思うのです。その辺を所長としてもう少し頑張っていたいただきたいなど、そのように思います。

以上です。

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中でございますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生費。

○4番（本間鉄男君） 111ページの除雪サービスで聞きたいのですが、せっかく除雪サービスというのをやってきて、だんだん件数が減ってきているというようなことで予算も減って、昨年あたりでも44件という以前から見れば半分ぐらいに減ってきているような部分もあるのです。今我々以上の年代の方が話題になるのは、結局雪という問題なのです。雪がだんだん手かけれなくなってきて困ったというようなことで、古平から逃げていこうかなという、そういうような声がたくさんあります。そういう中で、例えば空き家対策の問題だとか、将来的にそういう問題もリンクする部分があるのです。そういうことで、これに該当する所得制限というのはありますけれども、そういう人方の部分でもう一つ踏み込んで、ほかの町村でも行っている屋根の雪おろし、そういうものに対する助成だとか、そういうものも検討して行って、将来的にできるだけ長く自分の家に住んでもらおうかというような考えをこれから持っていただけるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 委員おっしゃられるとおり、25年度の実績で46件、26年度、1月現在での件数、途中からやめられた方も含めて1月現在で32件というように、ここ何年か毎年減っている状況であります。要素の一つとしては、ほほえみくらすができたりだとかという要素もあり

ますけれども、たしかに町外に出られている高齢の方もいるのかなというのは認識しております。そういった中で、委員おっしゃられるとおり、屋根の雪おろしだとか、それに苦勞されている方、お金を一生懸命ためて除雪のために特別にお金を用意してという方もいるということも聞いております。そういった中で、おとしあたりから委員さんの方々のほうから、もう少し広げてはどうか、考え方をえてはどうかというお話をいただいて、私のほうでもいろいろ暗中模索しておりました。災害のことを絡めたりだとか、いろいろなことを考えて、有償ボランティアだとか、そういうこともいろいろ考えております。そういった中で、今まち・ひと・しごと事業だとか、あと介護保険事業の中で要支援、介護予防の関係が市町村事業に変わっていくだとか、そういった中で我が町の特色を出していく何かがつくれないかということは今考えている最中ですので、もう少し時間をいただきたいなと思っております。

○8番（真貝政昭君） せっかくなので今のページで、介護予防生活支援です。国、道支出金、それから地方債がそれぞれ31万5,000円と430万円あります。これの内訳の対象事業といますか、それを事業ごとに数字を説明してください。

（「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） 110ページの財源内訳でございますが、10目の国、道支出金で31万5,000円、これは委託料で除雪サービス委託料、国のほうの社会資本総合整備交付金の部分で除雪サービスについて31万5,000円です。そして、地方債430万円は2つの事業でございます。予算の説明書にも40、41ページに載っていますが、出すのも大変かなと思うので、言葉でご説明いたします。食の自立支援事業に対して過疎のソフトが360万円でございます。予算書の委託料では下から2行目の配食サービスの委託料の記載の部分でございます。あともう一本、地方債の430万円との差し引き70万円でございますが、通院支援の助成事業に対して過疎ソフトをつけてございます。これは、111ページの19節、下の行、高齢者通院支援助成金の部分でございます。

○8番（真貝政昭君） 117ページです。幼児センターの所長賃金で先ほど説明がありましたけれども、所長の仕事内容というのはかなり多岐にわたるのではないかと思いますけれども、今回の議会でいえば条例改正案、起案です。それと、職員の人件費管理とかいろいろとあると思いますけれども、大まかな項目というのを説明できますか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 言ったとおり、条例、規則などの整備、臨時職員のほうの賃金の関係、それから一番大きな部分としては保育料の調定から始まって、切符を出して、最終的に払ってもらえないところとの交渉、あと国のほうに対する補助金申請、事務的なものはこのくらいです。専門的な部分については、特に私免許持っているわけでもないけれども、立場上、主任

保育士を通じた決裁の中でもって最終的に書類は見させてもらってございます。

○8番（真貝政昭君） 学校管理者の仕事を見ていますと、事務職がやるような仕事、それから事務職は今言ったみたいに条例の起案だとか、それから補助申請というのはやらないだろうし、こういう多岐にわたる専門的な仕事を臨時の所長先生に全てお願いするというのは、これは過酷な内容でないかというふうに思うのですけれども。

○副町長（田口博久君） 私どももそのように考えておまして、保育、教育に関する専門的な部分を臨時の所長にお願いしたいと、当然に事務処理については一般職の事務職員を配置することを考えております。

○8番（真貝政昭君） そしたら、今までは管理職クラスを所長として配置していた歴史がずっと続いていますけれども、今回初めて教育だとか、そういう経験者と同時に事務方の正職を幼児センターに配置すると、そういう体制になるのでしょうか。

○副町長（田口博久君） そういう形になります。ちなみに、幼児センターの位置づけなのですけれども、民生課の出先機関という位置づけに今現在もなっております。それから、過去には、ずっと昔の話ですけれども、係長職の所長という時代もかつてあったことはあります。

○8番（真貝政昭君） 105ページです。戻りました。地域福祉センターの工事費です。窓の改修工事が説明資料とともに提案されていて、このロビーの部分の改善がされるということで、それと元氣プラザにお伺いして、暑かったときに入居者がどのように対応しているかということをお伺したら、ロビーのほうに避難するだとか、そういう形で、部屋にいられないような状態のときにそういう声かけをしていると、それで対応しているということなのですけれども、部屋の向きからすれば西日が当たる方向が主な配置なので、各部屋のそういう実態というのはどのように把握されているか、このままの状態でもいいのかという疑問があるものですから、どのような見解なのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 元氣プラザの教室の部分ですけれども、たしかに西日が入る部屋については日中温度が上昇して、いられない状態になっているというのは聞いております。それで、真貝議員おっしゃられるとおり、空調のきちんときているロビーに出てきてもらったりだとかして日中を過ごしてもらおうということも年に数回あるということは聞いております。各居室に窓、それから外に出る網戸がついている場所があります。それを開放してあげることによって風の流れてきて温度を下げることはできるのですが、そうなるとお部屋の玄関、それから窓、全て開放してもらおうことになります。となると、個人のプライバシーの問題にもかかわってきますので、それを強制的にというのはちょっと私どもも控えていることとして、お願いはしておりますが、やはりその理解をしていただけない方も入居されている方にはおりますので、風通しをよくすることがなかなかできていない状態にあります。そういった中で、対応策としてロビーのほうのエアコンをかけて対応しているという状態であります。

○8番（真貝政昭君） 構造物に何か手を入れてやるという方法もあるのですけれども、外での植栽で工夫するという手もあるので、これは改善策が必要でないかというふうに思っています。

次に、107ページです。敬老祝金、総合計が古平町の場合は1万円ですけれども、北後志の各町村の敬老祝金の総額というのを概略把握しているのでしょうか。



○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 申しわけございません。その資料、調べたものはあるのですけれども、今手元に持ち合わせておりません。私の記憶でのお答えになりますけれども、管内を調査したところ、10万円だとか、多いところでは30万だとかというところもあります。全く何もしていないまちもあります。町村別の数については、今お答えできません。

○8番（真貝政昭君） 今の数字は1人に対して10万だとか、そういうことなのでしょうか。私が聞いているのは、それはまた別にして、年間の予算で総額でどれくらいの額を予算として持っているのかということなのですか。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のために暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 冒頭でも申し上げましたけれども、ちょっと今資料を持ち合わせていないので、きちんとしたお答えは申しわけございません、できません。ただ、委員おっしゃられるとおり、町村によっては90歳から5歳刻みだとか、そういう形でやっている町村もございますので、その辺調べて、後ほど資料をお渡ししたいと思います。

○8番（真貝政昭君） 111ページの上段のほうで委託料で運動機能向上業務委託料がありますけれども、これはほほえみくらすの2階でやっている事業への委託でしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ほほえみくらすの2階で行われているのは、介護保険事業として運動に特化した形のデイサービス事業として行われているサービスです。そのほかに、事業所独自に個人負担として行われている事業も若干やられているというふうに聞いております。委員ご質問の予算については、プラットホームのほうでやられたりだとか、あとうちの介護予防事業で実施しているところに来てもらってやったりだとかということで、1回3,040円で、およそ15人くらい1回に集まるという計算で、年に2回、これを3カ月サイクルで行うという事業で予算を組んでいるものであります。

○8番（真貝政昭君） その下の介護用品支給事業業務委託料について説明してください。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） これは、要介護の方々で例えばおむつが必要だとか、介護用品が必要な方、一定の基準のもとで支給対象を決めて、それらの方に支給しているもので、年間約7万5,000円相当分を考えております。それで、4人分で計算してございます。ちなみに、平成25年で5件の方の申請があって、支給しております。このほか、この事業の対象にならないの方々についても古平社会福祉協議会の事業として実施しているものもあります。要介護の方々、それから所得の関係についても、うちの事業と社協の事業をあわせてやっているというものです。この事業については、社会福祉協議会に委託してございます。

○8番（真貝政昭君） ここに上げられている30万というのは、全額古平町持ちでやっているの

しょうか。それと、社協で町の基準から外れた方々をやっているということなのですか、その費用負担というのですか、町でかかっている費用負担というのはあるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、この30万については、全てうちのほうで予算を見ております。あと、社会福祉協議会で行っているものについては、社会福祉協議会のほうでやっている事業、社会福祉事業としてやっているものです。うちのほうからの支援はしてございません。

○8番（真貝政昭君） 課長にお伺いしますけれども、ここで今のところで聞くのですけれども、先ほどおむつなどと説明がありましたけれども、おむつを支給する場合に大量にそういう廃棄物が出ますよね、それに対して自治体によっては有料のごみ袋を支給するという、そういう措置をとっているところありますよね、古平はやっていないのですけれども、そういう町村の実態はつかんでいるのですか、まずそれについて。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） おむつ支給をこの日常生活用具の支給事業の対象者としている、いないは別として、高齢者に対するごみ袋の支給事業をやっている道内の市町村、私の調べる限りでは8市町村ございます。ちなみに、障害者、障害児に対して同じような仕組みを組んでいるところが5市町村、それから乳幼児に対して行っているのが13市町村ございます。

○8番（真貝政昭君） 北後志、たしか仁木では対象は全く別にしてごみ袋を無償で配付しているというふうに認識していたのですけれども、後志管内でほかにそのような事業を行っているところはあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 後志管内、委員おっしゃられるとおり、仁木町の関係についてはちょっと仕組みが違うのかなと私も思っています、先ほどの数字にカウントしていないのですけれども、そのほかに積丹町のほうで乳幼児に対して実施しております。あと、小樽市については、乳幼児、障害者、障害児、高齢者について実施しております。管内では、私の調べた限り、この2つかなと思っています。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に4款衛生費、124ページから133ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 125ページ、保健衛生総務費の公有財産購入費の掖済会病院のことでありますけれども、1億6,900万幾らとなっておりますけれども、町の持ち分、国の持ち分、病院の持ち分、最終的に起債が減りますので、持ち出し分はそんなに、2,000万弱ぐらいかなと思いますけれども、掖済会の買い取り額の中に建物と機材もあると思うのですけれども、機材はこの中にどの程度入っているのかわかりますでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この1億6,953万4,000円の内訳になるのですが、これはこの27年3月末現在の簿価、帳簿価格、減価償却していた中で期末残の帳簿価格で計算してございます。まず、診療所施設、建物ですね、そちらのほうで1億4,009万8,115円、それから平成22年に浄化槽を下水にやり直しています。そのときの財産として213万4,244円、それから医師住宅、風花の隣に医師住宅ございますけれども、そちらのほうで1,358万7,161円、それから医療設備、これが113万

9,997円、それと平成22年に内視鏡のスコープ整備している分として1万8,022円、これに消費税を掛けた金額になります。

○6番（高野俊和君） この買い取り額ですけれども、買い取ることになりませうけれども、仮に新しい医療施設が始まるとした場合に、この施設はある程度このままで開設するということは可能なのではございませうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基本的には、今使っているものについては使えるだろうというふうに思っております。ただ、1点だけ、CTの器械、これは皆さんもご承知かと思っておりますけれども、何年か前から壊れたら取りかえるということで予算を計上して、3月で減額補正、全額していたという経過がございませう。そういうことから、今何とか使えている状態です。これについては、新しい法人と話ししていく中でこの際だから取りかえたいという話になれば、取りかえていかなければならない器械だと思っております。

○6番（高野俊和君） このことに関しましてはまだまだこれからいろいろ精査したり、いろいろ決めていかなければならないことがあると思っておりますので、その都度またお聞きしたいと思っております。

次に、131ページのじん芥処理費でありますけれども、19節の負担金補助及び交付金でありますけれども、資源ごみ集団回収奨励金も出ておりますけれども、これはどのような性質の奨励金でしたかわかりますか。

○民生課長（和泉康子君） この奨励金は1キロ8円ということで、町内に9団体、婦人会ですとか町内会、あとPTAとかありまして、そちらのほうで集団でためていただいたのを回収して奨励金出すものです。

○6番（高野俊和君） 多分そうだと私も認識しておりました。でも、これ最初に設置した建物とかそんなもの、撤去している場所もあるのだらうと思っておりますけれども、最初の数と今の数、それと団体の数はかなり差ありますか。

○民生課長（和泉康子君） 済みませう。保管庫を設置した状況と年度と団体数はちょっと把握してなくて申しわけないのですが、前年度は10団体あったのですが、浜五の子ども会か何かが集団回収をやめたということで昨年の実績が9団体というふうになっておりまして、ご質問の備品庫ですか、その辺が今存在しているのかどうか、ちょっとうちのほうでは把握していません。

○6番（高野俊和君） たしか私の車庫の前にあるのも備品庫の一つだったと思うのですがけれども、あれもう撤去されて、今ないと思うのですがけれども、そのようなのが町内に何カ所あるのかなというふうに思って今お聞きしたのでありますが、それわかりますか。

○民生課長（和泉康子君） 申しわけありません。備品庫を設置していることを把握していませんので、今現在数がどのくらい残っているか把握していません。

○6番（高野俊和君） 備品庫ってプレハブ、集める小屋と言った方がいいのですか、そのことですよ、そうですね。たしかうちの前もなくなっていたなというふうに思うのですがけれども、今でなくていいです。

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中ですが、1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○委員長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き衛生費、124ページから133ページまでの質疑を許します。

○7番（木村輔宏君） 129ページの墓地等環境整備委託料という、この整備は非常にいいことなのですが、最近行きますと無縁仏さんみたくさっぱりどこの墓地かわからないというお墓が結構あるのですけれども、違う町村に行きますとそれを条例か何かをつくって、何十年たったら撤去するところがあるようですけれども、そういう考え方ってあるのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 墓地の関係ですが、昨年墓地の使用区画として申し込みいただいても2年以内に建立がない方について全件問い合わせまして、実際建てていない場所についての返還をかなり求めています。それで、今おっしゃられているお墓はあるけれども、無縁に近いという部分、それについては実際にお墓参りに来ているとか、建て主が生きていのかどうかだということは今うちのほうで調べてはいません。条例をつくって、所有者が今どこにいるかというのを本来調べなければいけないのですけれども、実際にそのお墓がお参りされているかされていないかとかという把握ができていませんので、それを壊して返してくださいだとかということは今のところ考えておりません。

○7番（木村輔宏君） 非常に難しい問題になろうと思うのですけれども、ただいずれ何かの形でそれを条例か何かしないと、どんどん、どんどん土地は、決められた土地の中で広がっていきただけで、使われない土地が出てくると思うのです。それから、もう一つは、実際に私見て思ったのですけれども、墓が割れてしまって、中は見てはいないけれども、墓なのか何なのかかわからないものがあるのです。それは、今すぐやれということではないのですけれども、条例的に何か考える必要があらうと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 今委員さんおっしゃられるとおりだと思うのですが、すぐ条例をつくってということは難しいかと思えます。それで、お墓をお盆の時期に委託も含めて職員も含めて巡回をしまして、もしそのようにお墓の劣化だとか、お参りがされていないようだとと思われるところはピンポイントで所在者の確認だとかをして、できる部分は撤去なり返還なりということも考えて、何かの時期に条例というのも検討していきたいと思えます。

○9番（工藤澄男君） 私も似たようなことを質問しようと思っていたのです。今木村さんがおっしゃったような無縁仏というか、無縁の墓なのですけれども、かなりあるのです。実際に草原の中だとか、それから木の折れている根っこだとか、そういう場所にかなりあります。それから、実際に石しかないのですけれども、昔からあって、全然来ないと、人がその上を早い話踏んで歩くような、実際にお墓だとわかるのですけれども、うちのそばにもこういうの1個あるのです。来たのは見たことないので、うちでお参りしたときにたまたま線香だとかろうそく上げてやることあります

けれども、まずそういうのは結構あるので、意外と古平の人であれば近所にどういふ人が墓建てたかというのは、全部はわからなくてもある程度わかるような気もするのですけれども、まずそういうのを今木村さん言ったみたいに調べて、ある程度きれいにしていただきたいと、そのように思います。

同じ問題の中に入るのかどうかわかりませんが、お盆のごみの処理もこの中に入るのですか、環境の中に、墓地等環境整備委託の中に。

(何事か言う者あり)

○9番(工藤澄男君) それは、去年からでしたっけ、おとしからだったっけ、前にはかごを使っていたのですけれども、今はビニールシートを敷いてやっている。それはそれでいいのですけれども、今実際にごみよく見ますと、地元の人か地方から来た人かわからないのですけれども、こちから上がっていったら右側の道路の脇が林になっています。そこに大量のごみが投げたてられています。そのほかに木だとか草むらのところに投げたてているごみというのも結構あるのです。ですから、せっかく墓地の中をきれいにするのであれば、ずっと奥までとは言いませんけれども、ある程度目につくようなところはやはりきれいにして、古平の墓地は清潔だねというイメージを植えつけるのにもそういうところのごみ清掃というのも大事ではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○民生課長(和泉康子君) ごみ箱撤去したのが25年ですので、2年間たちました。それで、去年の状況は25年より若干よいのかなと思っていましたが、その後古平福祉会さんのほうで、れい明の里かな、ボランティアで墓地清掃したときに、今おっしゃられた林の中にだとか若干あったということで、トータルすれば年々よくなってきているという解釈ですので、うちのほうでは、せっかくなれてきましたので、根気よくマナーだとか周知だとかということで徹底していきたいなと思っております。ただ、予算は予算ですけれども、お盆中職員も含めて見回りしながら、目につく部分は処理していきたいと思っております。

先ほどの前段の無縁墓地の件なのですけれども、実は昨年大雨降ったときに、いつも自分がお墓行く通路が通路だと思ったら墓で、墓の上を踏んで歩いてたという件がありまして、それで墓地の台帳を調べまして、同じ名字の方とかいろんなところに電話してみたのですけれども、結局誰もいないということで、それは墓内の通路ということでうちのほうで撤去している経緯がございます。

○9番(工藤澄男君) まず、ごみの件なのですけれども、実際に例えばお盆最中だけだったらある程度処理はできているようだし、ただそれ以外のときに地方から来た人方が、私もよく見ていたのですけれども、きちっと車に積んでごみを持ち帰る人も結構あるのです、地方から来た人は。かえって地元の人がある辺にぼんとやっているような傾向を受けたものですから、そういう点の啓発というか、そういうのも今度さらにきつく、看板立てても同じなのだろうけれども、そういうのもまた必要ではないかと思えます。

それから、お墓、今課長も言ったとおり、結構そういう場所あるのです。ですから、なるべく、本当に隣近所で結構知っている人いるかもしれませんので、そういうのをやって墓をきちっときれいに、無縁さんがかなりあるみたいですから、それを1個1個、早い話シラミ潰しに潰していくのしかないのかなと思っていますので、そういう点これからも頑張りたいと思います。

終わります。

○4番(本間鉄男君) 先ほどから墓地の話ばかりで申しわけないのですが、私も1つ墓地の件でお伺いしたいのですが、今の教育長が民生課長のときでしたか、墓地公園の部分の奥のほう、もうほとんど建てるところがないのではないのですかということをお話しして、今後どうしますかと。そのときに、今まで既存の手前側の墓地の中のあいているところには建てさせるといふことはしないという言い方だったのです。それが最近見ているとあいているところに建てているお墓というのがあるのです。それで、そのお墓もそこによっては結構広い土地を使って建てているというお墓もあります。私のうちのそばでもそういうお墓があります。それで、今の無縁墓地だとか、そういう墓標だとかという話が出てくる中で1つまず確認したいのは、今の墓地の中で、町の所有ですから、それを区分して貸し出していますよね、その台帳というものがあるのでしょうか、その辺からまずお伺いしたいと思います。

○民生課長(和泉康子君) 過去に公園計画とかあったと思うのですが、道路上がって行って左側の旧墓地に対して、右側上がっていったほう、新しいほうが新墓地ということで、A、B、Cということで墓地の図面と台帳ありまして、そこに誰にいつ貸し出したかという台帳がございます。

○4番(本間鉄男君) 問題は今までの既存の墓地です。例えばお寺のところから上がっていったら両方、昔であれば禅源寺の裏が禅宗の人と門徒さんの人、法華寺の裏が法華さんと浄土の人というような分かれ方で建ていったと思うのです。そこも町の財産だと思うのですが、その部分の台帳というものはあるのでしょうか。

○民生課長(和泉康子君) 町の墓地として管理しているところは、全て図面と台帳がございます。そこには宗派は書いていませんけれども、まず図面とお墓の位置、それに対して当然許可していますので、そちらのいつ、誰がということは台帳として残っております。

○4番(本間鉄男君) そうしますと、新墓地でないけれども、墓地公園のほうでないけれども、手前側のほうにも一応台帳としてあるのであれば大体、書きかえとかしていないのであれば別ですが、そうしますとこの場所にどここの墓があるというものは記録として古平町で残っているという捉え方でよろしいのですか。

○民生課長(和泉康子君) 本間委員おっしゃるとおりでございます。

○4番(本間鉄男君) そうしますと、例えば先ほどから問題になっているこの墓がどこの墓だかわからないとかいうことというのは、何年に1遍ずつでもきちっと台帳整理というかしていくと、無縁の墓だという、基本的にはあり得ないのかなと思うのです。だから、それが今無縁の墓でないかとか、課長が言う墓だと思っていなかったら墓だったとかいう、そういうことも整理していくと起きないのかなと思うので、その辺きちっと台帳整理で何年に1遍かでもやって、それと測量の図面ではないでしょうかけれども、この土地はあいているよとか、この土地は誰々ですよとかわかって、今だんだん墓も減っていくという状況もあるでしょうけれども、あいている墓をきちっと管理できるというか、そういうことも必要でないかなと思うのですが、その辺何年に1遍ずつでも整理していくと、そういう無縁の墓で古平町がどうのこうのと、空き家問題と同じようなもの

で墓をきちっとしてもらおうということも必要かなと思うので、その辺を今後きちっと何年に1遍でも整理していただきたいなど、そのように思いますけれども。

○民生課長（和泉康子君） 先ほど無縁さんかどうかというのは、1年墓参がない、2年ないから無縁という、その辺の判断はうちではしかねるということで、委員さんおっしゃるとおり5年、10年に1回調査をかけて、建立者が存在しているかどうかというところをしなければいけないと思うのですが、今の台帳は墓がある、ないというのは確実に、この区画の何番をどなたに貸し出したというものは間違いなくあります。先ほど言ったのは、土地を申請してから2年以内に建ててくださいというものを建てていない方にご連絡をして、返還する、もしくは1年以内に建ててくださいということで、かなりの返還数あります。それで、先ほどのようにローリングしていませんので、例えば昭和40年に建てた方に対して、10年に1回お参りに来ていますからとかということよりも、いずれは無縁かどうかというのを一斉に調査しなければならないのかもしれないですけれども、今はまだちょっとそこまで考えていなかったです。

○4番（本間鉄男君） だから、何年に1遍墓参りがどうのこうのというのではなく、だんだん状況を見て、この墓本当に先ほどの委員も言うように危険かなとか、その周りの雑草だとかそういうものでやぶみみたいな状況になってとかいう場合に、その台帳があることによって、撤去せとは言わなくても、管理してくださいねということは、毎年でなくても何年に1遍、そういう整理しながらのときに私はできるのかなと思うので今質問させていただいた次第なので、できればそのように整理するときその都度やっていくと少しでもそういうお墓が減ってくるのかなと思うのです。

次に、131ページの13節の委託料の中で旧一般廃棄物の最終処分場の水質検査とありますけれども、これ昔のごみ処分場のところかなと思うのですけれども、これ毎年出てくる予算でないのですけれども、大体何年に1遍、どの程度の検査内容で水質検査しているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○民生課長（和泉康子君） この委託料は、委員さんおっしゃるとおり、昔の古平町じん芥処理埋め立て処分場、いわゆる旧処分場ということなのですが、国の規定では昭和52年3月以前に設置されたいわゆる旧処分場、または1,000平米未満のミニ処分場については廃止届を出せばいいということになっていたのですけれども、現状としましては52年に供用開始した処分場は15年の2月に閉鎖しております。このときは閉鎖届ということで、道のほうに古平町の旧処分場は埋め立てを終了しましたよという届け出で終わっております。法律からいけばこれはこのまま、今現在廃止する基準には該当しないのでそのままでもいいのですけれども、今回道のほうで法律上は終了届で終わっているのですけれども、廃止届を出していただきたいという話で、それは任意なのですけれども、うちの町としては今まで2年間で数百万円のお金をかけて調査するというところだったのですが、今現在の処分場、クリーンセンターですね、クリーンセンターも毎月上流水と下流水の水質検査しておりますので、旧処分場から見れば下流ですね、これは現在のクリーンセンターの上流に当たりまして、これは今まで数値が全てクリアされているので、まず旧処分場から下流のほうには悪いものは流れていないという前提なのです。今回道で、本来そのままでもよかったのですけれども、道として廃止届を出してもらうために、今回は旧処分場の上流水の水質検査と実際に埋めていた場所の

温度、ガス、水質検査をして、その数字をもって廃止届をするということで、今回予算を計上して27年度に調査を行いたいというもので計上しております。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、本来であれば廃止届だけでいいところを水質検査だとかガスだとか、そういうことを行うということで、例えば万が一土壌のガス検査だとか温度検査、昔夢の島の問題でガスが出てくるというようなこともあって、ガス抜きをしたとかという処理方法というのですか、そういうこともあるのですけれども、そういう問題が検査して出てきた場合には古平町もそれに対して、ただ廃止届でなく処置しなければいけないという、そういうことになるのでしょうか

○民生課長（和泉康子君） 水質検査とガスと温度の結果が出ないとわかりませんが、まず今の時点でクリーンセンターの上流のところにはクリアな数字が出ているということで、旧処分場の物質的なものが下流に流れてきていないという事実はあるのですけれども、簡易なこの検査をすることによりまして町民にも安全ですよというようなことを示せるのではないかと。それで、検査結果によって例えばダイオキシンが出ましたよとか、そういう場合でもダイオキシンはそこにとどまる性質があるので、万が一その数値が出たとしても、違う対策をしてそのまま廃止するだとか、その数字の結果によって、クリアにしなくても下流に流れない措置ということは考えなければならぬのかなと思っております。

○4番（本間鉄男君） 次に、その下の負担金補助及び交付金の中で、ことしも生ごみ処理機購入補助金と出てきました。古平町のホームページの中で、昨年一台も申請がなかったということで評価の見直し、その中であれを見ていくとたしか27年度からはやらないというような文言が書いていたと思うのです。それが今回出てきたということは、その評価としては全然申請がないのでやらないと言ったけれども、とりあえずはまた、大体最高で4万ですから3台分ですか、という中でとりあえず少しでも来ればよろしいかなということで、ホームページに書いている評価の話、それと別に予算計上したということによろしいのですか。

○民生課長（和泉康子君） 事業評価のほうでは違う方法とかということだったので、今までご指摘いただいたのが実績ないのは周知不足ではないかだとか、いろいろなご意見いただいています。そして、今年度は、広報だとか防災無線でPRしながら、まず今回は3台分予算見たのですけれども、事業評価にもあったように、果たしてごみ処理機で減量にどのぐらいつながっているかというのちょっと検証できていないのですが、また段ボールで生ごみを処理するものとかコンポストの普及だとかという、27年度中何が適しているのかというところを検討しながら28年度に向けていきたいのですが、とりあえずという言い方は変なのですが、例年どおり処理機の助成という、ごみを減量するという観点からごみ処理機の助成、本年度ものせさせていただいています。

○4番（本間鉄男君） 前はコンポストだとかそういうものもやって、最初のうちは何台かやっている。それで、町の中にも個々の家のそばに堆肥を、緑のコンポストを置いて、それにためては石灰みたいな何か入れてというあれもありましたけれども、最近ほとんど見ることもない。ただ、私ごとで申しわけないのだけれども、ごみ処理機、私も補助もらって使っているのですけれども、



リッターであれどのぐらい入るのですかね、15リッター入らないのだと思うのですけれども、やれば本当に何分の1という形になって、確かにいいのです。ただ、どのぐらいの電力を今食っているのかなという電気代の考え持つと、そのままごみ処理機使って、確かにごみの量減らしているのだけれども、その経費がどのぐらいかかっているのかなという、そういう思いもするので、これなかなか痛しかゆしで、ごみ処理機でやったらこのぐらいの経費で、今エコという問題があるので、電気代もそんなにかかりませんよみたいな、何の宣伝でもしていますので、その辺を示せば示しながら、一緒に普及の一助にしてもらえなと思って、そういうことでもってお話ししたのですけれども、どうでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 生ごみ処理機ということで、そのランニングコストだとか効果だとかというのはメーカーさんだとかいうのもありますし、機種も日進月歩でかなり性能もよくなっているかと思うのですけれども、もともと高額なものに長時間かけてと思う方もおられます。それで、今考えられるのは、例えばごみの減量という場合は水分を少なくしていただくとごみの量も減るといことなので、例えば水分外す分離機だとか、そういうのは電気を使わないので安く済むのではないかと、いろんな方法があると思いますので、ごみ処理機の機械に対する性能等周知ということよりも、ごみ処理機をやめて来年以降どんな展開ができるのかなというところをご意見あれば今後聞きながら、28年度に向けて予算化していきたいと思います。

○4番（本間鉄男君） 生ごみのかなりの部分は水分だということで、札幌市なんかは今推奨しているのは、ごみを圧縮させて、そうやって水分を減らして、それでごみ出してくださいというようなPRをしている自治体もあるので、その辺も町でちょっと調べてみて、大体水分3分の1だとか4分の1というか、そのぐらい生ごみの場合。だから、三角コーナーに入れているごみをそのまま投げないで、そういうふうな形で圧縮させて生ごみに出すとその分ごみの減量化につながるのかなと思うので、その辺も含めて検討していただきたいなと、そのように思います。

以上です

○3番（中村光広君） 129ページのじん芥処理費、11節、分別・リサイクルガイドブック等印刷製本費84万3,000円というのがございます。前にも分別、リサイクル関係のガイドブック何回か出ているかなと思いますが、これは何年か置きに発行するとか、あるいは捨てるごみのやり方が変わったとか、そういうときに発行するのか、どういうふうな感じで発行されているのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 何年置きに作成するとかということはないのですけれども、8年ほど前につくりました分別・リサイクルガイドブック、五十音順にこの品目は何ごみに投げなさいよということが書かれているのですけれども、これを全戸配布するために350円の2,000冊ということで予算化しているのですけれども、今回小型家電だとか粗大ごみ収集も新しく入りますので、今までの内容と変わった部分があるということと在庫が少なくなったということで予算計上させてもらっています。そのほかに、これ一々持ち出すのはということなので、A3判のダイジェスト版、壁に張るようなもの、前回は作成しているのですけれども、それも40円の2,000枚ということで、ガイドブック、厚い保存版とダイジェスト版セットで全戸配布していきたいと思っております。

○3番（中村光広君） わかりました。分別、リサイクルはごみ捨てる時とか、わからないとき

とか調べるのに重宝しておりますけれども、一般的にとすれば何カ月かたったか、あるいは1年たったかで間違えてごみに捨ててしまったりとか、あるいはどこかの隅に押しやられてなくなってしまったとか、そういったことが多々見受けられると思います。非常に大切なものなので、できれば手元のいつも見れるような場所に置いておきたいという意味も兼ねて、実は商工会の商店振興会かったらくんカード会のほうで4年置きに大きいサイズで電話帳を出しているのです。各家庭で分別ごみのこういった本というのはどこかに行ってしまう可能性もあるけれども、電話帳というのは必ずと言っていいほど電話機のそばなり見やすいところにあるものだと思います。なので、電話帳とリサイクルのガイドというのを同じ冊子にしてまとめて発行するとか、今電話帳に関しては各商店さんからこういった電話帳をつくりますよということで4年ごとに寄附というか、広告費をいただいて発行しているわけなのですが、そういったことも絡めて、すぐ見やすい、見れる、手元に置けるという意味もあって、一緒にして発行するとか、そういったふうな考えしてみてもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 電話帳の4年に1回の時期がいつなのかわかりませんが、早い時期であれば検討は考えられるのですが、今回うちのほうもここに穴あいています。なので、ここにひも通して電話帳と一緒につるしていただければなくなることはないかなと思いますので。

○3番（中村光広君） 電話帳はかなり大きくてA3判で、そういった面もありますので、今後考えてみてくださいませ。

○5番（堀 清君） 課長大分疲れていると思うのですが、1つだけ教えてください。ページ数が129ページ、火葬場の環境整備料なのですが、15万計上になっているのですが、去年の実績等々を教えてください。

○民生課長（和泉康子君） 済みません、去年って26年度であれば屋根の雪おろし等々も入っているので、限りなくもともこの予算自体が業者さんかなり、ちょっと言い方悪いのですが、かなりお安くやっていただいておりますので、満度に使ってございまして、積算上は草刈り、屋根の雪おろし、花壇整備ということなのですが、草刈りが大体3万円程度、花壇整備が材料費含めまして7万2,000円程度、屋根の雪おろしは3万8,000円程度で、実績はこれ以内です。

○5番（堀 清君） 夏期間の環境整備というようなことで限定したいのですが、火葬場のところには花壇等々もあるのですが、春先はちょっとしたパンジーだとかそういったものもあったのですが、だんだんと寒くなってきたところになると何もなくて、要するに雑草だらけになっているというような状況でした、去年は。だから、管理料の金額も小さい中でやっているというのはわかるのですが、火葬場というのは町内の方だけでなく結構町外からも来ますので、せっかくやっているのですから、草取りだとか草刈りだとかはきちっとした形で徹底してやってもらいたいということがありますので、例えばこの金額が足りなければ増額しながら、きちっとした形で環境整備をやってもらいたいと思います。答弁いいです。

○8番（真貝政昭君） 同じく129ページで一番上の墓地等環境整備委託料なのですが、これは沖町と、それから浜町方面の墓地の地域の予算でしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 真貝委員おっしゃるとおり、沖町と浜町の墓地、2カ所の整備委託料

でございます。

○8番（真貝政昭君） 人家は地名、地番、それから世帯名がわかるようになってはいますが、墓地については番号なり、それからお墓の所有者というのはどちらも町のほうで把握しているということですか。

○民生課長（和泉康子君） 申請者、建て主、それとその時点でどなたがその中に入っているかということで申請を受けていまして、それ以降お墓の改修とかあるときもその都度いただいています。先ほども言いましたように、例えば昭和40年に申請いただいた後うちから接触していないので、その後実際申請した方がどこにいるかというところは把握していませんので、先ほどご指摘ありましたので、今後ちょっと検討していきたいと思えます。

○8番（真貝政昭君） それと、今火葬場の予算のところでは質問がありましたけれども、町の方針は火葬場の移転の前段として余市との合同建設が町単独で移転の判断を考えるとというふうの方針を立てていますけれども、それは平成27年度中に結論を出すということなのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） 町長の12月の行政報告でも申し上げておりますけれども、まず27年度中に余市町と協議して結果を出します。当然並行しまして、単独で建てる場合、共同設置する場合というところで27年度中にどちらか結果を出すということで進んでおります。

○8番（真貝政昭君） 131ページの粗大ごみ収集業務委託ですけれども、平成26年度一部やりましたけれども、これを固定化するような予算だと思います。実際の収集の方法について説明をお願いします。

○民生課長（和泉康子君） 前回ちょっとお試しということで秋にしたのですけれども、今考えているのは年2回、実施後のアンケート結果でも年2回の春と秋にあればいいというのが大半の回答でした。それで、収集方法なのですが、料金を取るだとかということもありますので、まず時期を決めまして、役場のほうでチラシを出します。それで、今回同様捨てたいもののサイズと品名と数を役場のほうに申請いただきまして、その後決めた曜日に回収業者のほうで回収して歩くという形です。それで、今回お試しというか、テストでやった部分なのですけれども、自転車が一番多くて、ママさんダンプと自転車はお年寄りの方が捨てたかったのだけれども、今まで捨てれなくて、1年、2年も保管するのが大変だったとかということもあまして、この秋にかなりな数、全部で数にして126個、それがお試し実施で回収してきましたので、それを見ると春1回、秋1回、それも1日で回れる数ということで、予算上は春、秋1回の1日を想定しております。

○8番（真貝政昭君） 余市の場合は、電話一本で、それからあそこは一部負担金があるみたいで、その費用についてはコンビニで支払って、そして役場と協議の上、日にちを決めて自宅のほうに改修に行くという方法をとって、好評のようですけれども、そういう方法は古平町ではちょっと無理な状況なのでしょうか。

○民生課長（和泉康子君） まず、コンビニでシールを張るということで、うちも粗大ごみですので袋でなくてシールも想定したのですけれども、シールをつくるほうがコストかかりますので、今あるごみ袋を、収入証紙ですので、それでやりとりするという、それと余市町のように業者さんがたくさんいまして希望に沿えればいいのですけれども、いつ出るかわからないものに業者も、

頼むほうもやっぱり日にちを決めたほうが、ああ、出そうということになるのではないかということで、まず日にちを年間で2日間定めて実施する予定でございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に5款労働費、134ページ、135ページの質疑を許します。ございませんか。

○9番（工藤澄男君） ちょっと確認なのですが、水産加工の人材育成の内容をもう一度説明願いたいのと、どういうお金の使い方をするのかという点をお知らせください。

○産業課長（村上 豊君） この事業なのですが、この事業は失業者を訓練して再雇用をさせるための事業でございます。そして、これに関する人件費なのですが、この事業は1年限りなのです。人件費と、それとあと作業服なり、それらのものを一応道のほうでうちのほうを通して支払うような形でございます。

○9番（工藤澄男君） ことは、たしかこの前の説明で2社とかというような話をしていたのですが、人数的なことはわからないでしょうね。今募集中だったりしているので、人が多かったらやっぱり余計金使わさるのだろうし、実際にこの事業でもって、これからやるのでしょうか、この事業でもって何かもう業者さんのほうでそういう行動を起こしているようなところはあるのですか。

○産業課長（村上 豊君） この事業なのですが、昨年からの形で要望を出して、そして承認になりましたので、人数的には一応決まっております。今この2業者では20名という形の雇用になっております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に6款農林水産業費、136ページから145ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 141ページの林道管理費の15節工事請負費なのですが、多分これは場所的には同じ場所なのだろうと思いますけれども、昨年は法面の緑化、今年度は簡易吹きつけとなっておりますけれども、場所的には同じ場所だと思うのですが、どうでしょうか。

○産業課長（村上 豊君） 場所的には同じ箇所なのですが、昨年浜町側のほうから、これ面積的には去年合わせて750ぐらいあるのです。それで、浜町側のほうから去年攻めてきて、あと残り630あるものですから、27年度に150やる予定でございます。工法的には同じ工法です。私もちょっと詳しくないのですが、コンクリートを吹きつけて植栽するような形でございます。

○6番（高野俊和君） これ見ましたら平成23年から29年までの事業だと思いますけれども、それなら来年は今度どのような工事やるわけですか。

○産業課長（村上 豊君） 来年残りのものを同じような工法で進めていく、浜町側から今攻めているものですから、新地側のほうに攻めて、攻めると言ったらあれなのですが、施工していく状態です。

○6番(高野俊和君) そしたら、のり面の緑化吹きつけを距離をずんずん、ずんずん詰めて29年まで同じことをやっていくという、そういう考え方でいいですか。

○産業課長(村上 豊君) 実は、本来一気にやっていこうという形で、ことし27年度はそういうふうに計画したのですけれども、国のほうの事業、それに採択されなかったものですから、それでことしはこういうふうな形で、来年以降は一気に、崩れた箇所を今のやつでコンクリートで吹きつけて植栽していくような形で来年は一気にやっていきたいという考え持っております。

○6番(高野俊和君) そして、最終年が29年までかかるということですか。

○産業課長(村上 豊君) この林道なのですけれども、このほかに浜町側のほうもちょっと崩れている箇所もあるものから、本当に追いかけてこ、イタチごっこというふうな形と言ったらあれなのですけれども、一応そういう形で29年度までには全て処理していきたいという考えであります。

○6番(高野俊和君) そしたら、事業は29年まで続くけれども、場所が同じとは限らないで、違う場所にも行くということなのですか。

○産業課長(村上 豊君) 委員おっしゃるとおりでございます。

○6番(高野俊和君) その下の13節の委託料で森林環境保全整備事業委託料載っていますけれども、これ去年の数字見ますと新地のほうで11.6ヘクタール、今回浜町のほうで0.2ヘクタールで、27年のほうが0.2ヘクタールなのに210万ほどかかって、26年のほうは11.6ヘクタールで49万で終わっているという、こういう数字なののですけれども、これはどういうことなのでしょう。

○産業課長(村上 豊君) 森林環境保全整備委託、町有林の下刈りでございますけれども、ことしは去年やった鼻垂石線の箇所の地区の間伐と更新伐を行うのと、あと以前に泥の木の水場の裏から林道つくったところ、作業道をつくったところの下刈りをやる事業でございます。

○6番(高野俊和君) 聞いているのは、その場所を見ますと26年度と場所は違います。確かに新地と浜町違うのですけれども、11.6ヘクタールで49万で今回27年度は0.2ヘクタールで210万以上かかるという、その差というか、それは何かあるのでしょうか。

○産業課長(村上 豊君) 説明資料の52ページ見ていただきたいと思いますが、町有林下刈りでございますけれども、これが基幹作業道、先ほど申しましたとおり水場の裏の下刈りなののですけれども、0.2平米で10万ということで、あと町有林の間伐、それも先ほど申しましたとおり、昨年つくりました鼻垂石線の間伐と更新伐、間伐が55万5,000円ということで、更新伐が154万2,000円という形の事業でございます。

○6番(高野俊和君) 大変失礼しました。今回場所が何カ所かに分かれていますね、これ見たら。トータル面積といたらかなり大きくなりますね。わかりました。

終わります。

○5番(堀 清君) ページ数で137ページ、鳥獣の対策の隊員の報酬なののですけれども、これは何人分でこの金額なのですか。

○産業課長(村上 豊君) 鳥獣被害実施隊員の報酬ということですよ。これは、一応回数で考えております。そして、1回あたり1人8,000円なものですから、鹿の駆除等を考えまして50回とい

うことで積算しております。

○5番(堀 清君) 近年自分たちの畑にも鹿が大分出ております。隣町の積丹町なんかは頭数的なものはどれくらい生存しているかというものははっきりわからない状態なのですが、数的なものを取りあえず調査するだとかといったことは今後として考えていますか。

○産業課長(村上 豊君) 以前からエゾシカサテライトというふうな形で、夜獵友会の方々と私もが一応調査は年1回しているのですが、そのほかにことし駆除した結果、1回で12頭という形のを駆除させていただきました。サテライトの結果なのですが、雄がその時点で3頭、雌が13頭というふうな形、サテライトの調査のときはそういう形です、駆除は先ほど申したように12頭駆除させていただきました。

○5番(堀 清君) まず、現場の頭数の調査なのですが、このものはたまたま調査したときに確認できた頭数だというふうな形で現在聞いているのですが、こういう現場の調査の頭数と現実というものは、決まりの頭数の確認の仕方というのは多分あると思うのですが、単純に3倍くらいの頭数は存在しているのではないかなという気はするのですが、今後そういう中で鹿の頭数がふえてくるというのは農業としては厳しい現状というものもあるのですが、そういう中でさまざまな外郭団体等からの影響だとかもありますけれども、定期的な駆除というのがすごく大事になってくると思うのですが、そこら辺のものは考えていますか。

○産業課長(村上 豊君) 獵友会の実施隊の駆除と、そのほかにことし27年度から協議会をつくりまして、そこで鹿の囲いわなを購入して、そこで駆除するのと、あと鹿の電気柵ですか、電気柵というのは事業効果なり会計検査で非常に厳しいものですから、1人をお願いしてその効果なりを実証していただいて、よければ今後そういう形でふやしていきたいと考えております。

○9番(工藤澄男君) 今の鹿の関連なのですが、今回やった場所は大体わかるのですが、川の向かい側の沢江側のほうについてはどうでしょうか。

○産業課長(村上 豊君) ふ化場のほうからもあれなのですが、あそこもおりてきてふ化場のところを渡ってきて、そういうのを私もちょっと確認したことあるのですが、今後そういうふうな形でまたお願いして、そういう形で駆除させていきたいと思っております。

○9番(工藤澄男君) 鹿の目撃情報を私もよくいろんな人から聞くのですが、大体中学校付近に住んでいる方々は自分の家から見たら川向かいに一気に7頭、8頭が群れなして常に行き来しているような状態をよく見るそうです。ですから、今そういう点を確認したのです。それで、実際に私、この冬は行っていませんけれども、年に1回堤防を歩いてみるのですが、ほとんどの木の皮が鹿に食われているのです。そしたら、川のそばの木ですから、水害のための保水だとか、そういうための木にもなっているので、そうやって食われた場合に、もし枯ればその木が何も役に立たなくなるという面もあるので、鹿の駆除はやっぱり真剣に取り組んで、少しでも被害のないようにしていただきたいと、そのように思います。

それから、同じ鳥獣、その次のページなのですが、13節の委託料で鳥獣駆除の業務委託料ってありますけれども、この中には、私よくカラスの駆除をしてもらうのですが、町内会なり目についたところ、これにはよく消防の人が来て消防の方々が水で落としてくれるのですが

も、この金額の中にそういう消防の人方の労賃といますか、そういうのも含まれるものなのですか。

○産業課長（村上 豊君） この賃金なのですから、32万なのですから、猟友会のほうにお願いして春駆除と秋駆除と冬駆除というふうな形で、春、秋は10万ずつで、冬が12万ということで計32万というふうな形で、ですから消防のほうのやつは含まれておりません。

○9番（工藤澄男君） そうしますと、年間にかかなりの数のカラスの巣を落としていると思うのですけれども、消防が出て何人かの人でもって放水して落とす労賃といますか、作業賃といますか、そういうお金というのはあくまでも消防のほうだけで賄うということなのですか。

○産業課長（村上 豊君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時14分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7款商工費、146ページから149ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に8款土木費、150ページから157ページまで質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 157ページです。総括で町長からも答弁ありましたけれども、19節の負担金補助及び交付金の定住促進共同住宅建設補助金ですけれども、これ本来平成26年度限りの事業だったですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今委員おっしゃるとおり、26年度限りの制度として26年度に予算化した経緯がございます。

○6番（高野俊和君） 本年度の27年にも計上されましたけれども、たしか去年はこれゼロだったと思いますけれども、今回400万円ほどプラスされて計上されておりますけれども、去年ゼロで、今年度はさらに清川団地の建設も予定されておりますのにこの予算を立てて、この事業の見通しみたいなものは考えて計上したのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） この定住促進共同住宅、要するに民間で建てていただくという趣旨のものです。公営住宅となると福祉的な施策でございます。一定の収入基準に合わないという一つの原則がございます。そういったことから、例えば転勤されてくる方、古平の事業所に転勤なのだけれども、古平の公営住宅には入れない。そういった需要があるということから、こういう定住促進、民間所得基準に関係ない一律1部屋幾らと、そういったものの整備が古平町には必要でないかと、需要もあるだろうということで、それに対して町が建設促進、補助す

るということで実現したいという趣旨でございます。

○6番（高野俊和君） 趣旨は何となくわかりましたけれども、昨年もこれにあれした人がゼロで、今回いろいろな建設も予定されている中で見通しが余りないのかなという感じで今ちょっと聞いてみましたけれども、わかりました。いいです。

○9番（工藤澄男君） 今高野委員言った清川団地の工事請負、今質問したその上のほうなのですが、私前に住宅建設に関しまして町長に質問したときに、これから建てる住宅は水害等いろいろ考えて2階建て以上の建物を建てるということをはっきりこの議会の中で言っていたのですけれども、今回平家になったというのは何か考えるところがあったのでしょうか。

○町長（本間順司君） 私前々からそういう答弁をしておりましたけれども、ただ、今清川団地を考えた場合、ある程度標高が高いものですから、担当からあちこち視察してきただとか、そういう状況を聞いていますと、平家でも大丈夫だと、雪の対策もしっかりやるというような設計内容になっているものですから、以前回答したのを訂正しまして平家にしたということでございます。

○9番（工藤澄男君） それから、ちょっとページを戻っていただきまして、155ページの公園事業の中の13節の各公園の清掃業務ありますけれども、公園の中の草刈り等も含まれると思うのですけれども、今草は片づけていたのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 草刈りも含めて、ごみ拾い、柵の撤去、設置を含めた委託内容になっております。草刈りの草の処理でございますが、時期が遅い時期にやりますと草丈が伸びておりますので、撤去するようなことを考えなければなりませんし、草丈が短い時期にやる場合はそのまま刈りっ放しといった場合もございます。

○9番（工藤澄男君） 例えば町の中なんかの草刈り、刈りっ放し、短いといっても古平町の場合はそんなに短いうちにやらないので、ある程度になってから刈っている状態なものですから、実際に子供たち遊んでいるの見たら結構足に絡んでいるのです。特に草の多く生えているところは、例えば浜町であればあそこはあけぼの公園ですか、それからグラウンドのほうの公園とか、そういう草の伸びるところでは結構処理しない場合もあったりして、そういうのをたまに見かけるものですから、そしてまた町の中にある公園であるから、常に見た目にもきれいにしていたほうが公園で遊ぶ人も、たまに地方から遊びに来て子供連れで遊んでいる人もおりますので、そういう人方が見ても、ああ、古平の公園きれいだねというようなものがあれば安心して子供たちを遊ばせることができるのではないかと思うのですけれども、これからぜひそういうところにも気を配ってやっていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今工藤委員おっしゃったとおり、そういった環境に努めながら対応していきたいと思えます。

○8番（真貝政昭君） 先に、153ページの委託料です。除排雪業務委託料です。資料をいただきまして、シャッターつきマルチプラウが稼働している路線をいただきました。それで、町の所有車が赤い路線で、それから民間が黄色い部分でと、黄色い部分は1社というふうに認識しています。それで、赤い部分の路線なのですけれども、浜町方面と新地方面で貸し付けている会社というのは同じ会社なのではないでしょうか。



○建設水道課長（本間好晴君） 町から貸し付けている除雪車3台につきましては、共同企業体体制をとっておりますが、その中の1社が使用しております。

○8番（真貝政昭君） 新地方面も浜町方面も1社ということなのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） そのとおりでございます。

○8番（真貝政昭君） 町の所有車の管理の問題なのですけれども、夏場も引き続き貸し付けている状況なのですか。それと、管理の状況なのですけれども、見たところ野ざらしというふうに見受けられるのですけれども、どうでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 夏場も確かに車庫ございません。文化会館前の車庫の並びとゲートボール場の空き地、その部分に町の車両を保管しているという状況でございます。

○8番（真貝政昭君） そしたら、夏場は貸し付けてはいない、除雪のみに使用しているということですか。

○建設水道課長（本間好晴君） そのとおりでございます、契約日から3月31日までの冬期間でございます。

○8番（真貝政昭君） それと、見たところ浜町方面と新地方面を見まして、民間会社が除雪している路線の延長なののですけれども、黒い部分です。新地方面が浜町方面に比べて延長が長いように見受けられるのですけれども、把握していますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 確かにこれ見るとおり、西部方面につきましては民間の車が多いという状況でございます。距離につきましては、数字的なものについては把握してございません。

○8番（真貝政昭君） 次に、157ページです。委託料、工事請負費で清川団地の工事監理、それから工事請負費が出ています。説明資料では59ページに出ています。町の方針はわかりましたので、これを見まして配置なののですけれども、向きとしては、今実際に住んでいる、また過去の清住団地、それから現在の清川、清丘団地の配置の経験からしまして向きとしては非常によろしいかと思えます。ただ、希望として、夏場の風通しなののですけれども、川に沿って風が流れる地域なので、風通しについてご配慮をお願いしたいなと思えます。もう一つは、駐車場なののですけれども、清住団地を建設して、注文なののですけれども、今一家に1台ではなくて2台という時代です。それと、来客時の駐車スペースがないということで、清住団地を見ていますと芝生のところに駐車してしのいでいるという状況です。これを見ますと1棟4戸についてそれぞれ駐車場が1台ずつ配置されていますけれども、これは改善できる余地はあるのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） この設計におきましては、補助対象事業ということですので、補助対象の要件の範囲内での整備ということで考えてございます。スペース等がまだありますので、とりあえず様子を見たいなど。スペースがありますので、一家に2台あるところについては場所をけんかしないように置いていただければということで、そういう対応で可能かなというふうを考えて、これ以上のスペースにつきましては今後の状況を見ながら、ただ一応この駐車場につきましては料金も別を取るという考えは今のところ持っておりません。家賃の中に含まれているということですので、何も置かない人とたくさん置いている人とのバランス、費用負担のあり方等がありますので、とりあえず1戸に1台という基本の中で運用していきたいなと思えます。

○8番（真貝政昭君） 場所柄積雪の多いところですので、除雪に困ります。それで、この2棟についての除雪の問題なのですが、個人で始末させるのか、それとも町が心配りしてくれるのかという点があります。その点はどうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 入居者で除雪をしていただきたいとうちのほうを考えておりますのは、両サイドに共同の入り口がございますので、その部分の出入り口の除雪は皆さんでやっていただきたいと。それと、先ほど言いました駐車場、車を置くスペースの除雪はやっていただきたい。それと、町でやろうと考えておりますのは、建物と駐車場の間の通路になるという部分、そこを町が除雪をいたします。あと、屋根の除雪ですが、これは無落雪タイプのもので、基本的には雪庇等できると思います。平家の建物ですので、下からちょっと長い棒であれば、出入り口の部分につきましては皆さんで、危険ありますので、町がいつも点検というわけにも、そういう対応はちょっとできませんので、皆さんで出入り口部分の雪庇についてはやっていただきたいと。あと、大雪だとかで予期せぬような降雪のあった場合は、一応設計上は2メートルの積雪に耐えられるといった古平の基準よりももう少し積雪深度の高いところの設計をしておりますので、予期せぬ積雪のような場合には幾らか町が、そういった場合の屋根の雪おろしをする必要がある場合には町が対応しようというふうには考えてございます

○8番（真貝政昭君） 今までこういう長屋形式の使い方見ますと、それぞれ屋根の雪に対する考え方が違うようで、個人に任せると屋根に穴をあけてしまうだとか、いろいろな支障が出てくるみたいで、ここら辺は大家として管理していくような形が一番いいのかなというふうに考えています。それと、この図面の下のほうの川側のほうなのですが、この土地について将来的にはどのような土地利用を考えているのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） この建物は、新しい建物ができ次第取り壊す予定にしております。ですから、ここは更地の状態になります。ここに何か行政的な公の施設としての構築物あるいは建物等は、今のところ計画はございません。むしろ冬期間に雪を押し込める、そういった場所として、冬期間はそういった使い方になるかと思えます。あとは、入居者の方々、近くの方々が菜園等をやりたい、使いたいという、そういった夏場の活用はある程度認めてもよろしいのかなと、そういったことで考えてございます。

○8番（真貝政昭君） 老婆心なのなのですが、ここに2棟建てて、平成29年にはまた1棟、2階建てですね、建てる予定と聞いています。この場所は山からの雪解け水がおりてくるところで、現在の清川団地では増水騒ぎというか、そういうのがあった場所でもありますので、ぜひとも注意して建設に当たっていただきたいなと思う次第です。

それから、その下の住宅リフォームの補助金なのですが、一昨年から始まって昨年と続けてきているのですが、昨年並みの予算で計上されていますけれども、これはぜひとも拡大して地域経済の活性化に役立ててほしいなと思うのですが、様子を見て増額するという、そういう方針も持っているのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） 増額する見通しかという話につきましては、昨年も皆さんに活用していただきたいということで、要望が予算を超えれば補正予算でも対応するという意思を持って

いるという町長の発言ありましたので、それは踏襲されているのかなというふうには思います。一応3カ年でスタートした事業でございますので、3カ年の経過を見て、今後どういった制度にするのかはまたその時点で考えていくことになろうかと思えます。

○8番（真貝政昭君） その下の定住促進共同住宅の補助金なのですけれども、説明があったように町営住宅ではまず独身者は入れないということもありまして、それは町民からも要望として出ていました。古平町は住宅難と。それから、これは福社会のほうから伺ったのですけれども、空き家を借りようとしても、買ってくれということ、買えないということ、困り果てると。どっちにしても住宅難ということで、この補助金制度はぜひとも深めていってほしいと思う次第です。それで、今回のこの1,000万という規模なのですけれども、大体狙いからしてどの程度の補助率になるのか考えていますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 補助率、その分母になる建築経費に対してこの1,000万ってどういう割合かというご質問かと思いますが、町では1棟6戸くらいのを建設していただければなど、それよりたくさんあっていいのですが、ただ経営するのは空き家の発生とかそういった心配もございまして、どうなるわかりませんが、木造2階建て6戸ですと恐らく坪50万まではいなくても45万以上ではないかなと、建坪にして100坪ですと4,500万から5,000万で建つのではないかと。そうすると、1,000万ですから20%、5,000万ですと20%の補助率という答えになろうかと思えます。

○8番（真貝政昭君） 民間の会社または個人にこういう形で補助金を出すのは初めてのことでございますけれども、現在の状況ではこういう形でしか定住促進という形はとれないのではないかと考えています。それで、1つ聞きますけれども、どこか先進的なモデルみたいのがあったのでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 道内では、やはりたくさんあります。もう10年も前からやっているとあります。ついこの間の新聞でもありましたが、留寿都村でも補助制度をやって建てるといった報道がありました。遅いというあれではないですが、だんだんそういった町村がふえてきているのだと、要するに人口減の対策の中の一つということで皆さん同じようなことを考えているのかなという状況でございます。

○8番（真貝政昭君） 町長、最近の職員採用見えていますと町外から来られていて家を持たない方が大分ふえていますけれども、こういう仕掛けで定住させるということを進めていけば落ちつくのではないかというふうに思っているのですけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） ある程度裕福な自治体につきましては、町のほうで職員住宅をつくって住まわせるというようなところもありますけれども、我々もできるのであればそういうふうな形にしたいなとは思っていますけれども、現在こういう計画もあるものですから、町の職員でも入れるような仕組みでお願いしたいなというふうに思っております。もっと戸数がふえてくれれば補正でもしてやりたいなと思っております。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に9款消防費、158ページから161ページとその説明資料であります202ページから211ページまでの質疑をあわせて許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に10款教育費、162ページから187ページまで質疑を許します。ございませんか。

○6番(高野俊和君) 初めに、163ページの教育委員会費の教育委員長交際費と出ていますけれども、ことしの4月から新教育長制度になりますので、この教育委員長の交際費って必要なくなると思いますけれども、多分これ決まっていないうちにできたののせたのだと思うのですけれども、これ必要ないと思うのですけれども。

○教育次長(佐々木容子君) この予算作成時には4月1日から新制度で走るということは頭になかったものですから、このまま教育委員長ということで計上しましたが、どこかの時点で教育長の交際費という形で名称変更したいというふうに考えております。

○6番(高野俊和君) 次に、165ページ、これいつも聞くのですけれども、高等学校生徒遠距離通学補助金なのですけれども、資料も見ました。資料にも載っていたのですけれども、この補助費、道の補助がなくなったのはいつでしたか。

○教育次長(佐々木容子君) この26年度をもちまして、現在の高校3年生の援助で終了ということになります。

○6番(高野俊和君) そういうことで補助の金額がことしから上がったのだと思いますけれども、これで見ますと余市、小樽書いていますけれども、この金額でいきますと小樽の補助費というのはおおむね1万円、余市は金額わかりますか。

○教育次長(佐々木容子君) 小樽市につきましては月額1万円、余市町につきましては月額7,500円となっております。

○6番(高野俊和君) この補助費は、親の収入とか、それから兄弟が同時に通っている場合なんかにおいて、親の場合は収入に関係なく出るのかということと、兄弟が同時に通っている場合にはさらに減額とかあるのか、その辺はどうでしょう。

○教育次長(佐々木容子君) まず、1点目、保護者の方の収入でございますが、この補助制度は道の制度を引き継ぐような考え方でおりますので、道の所得限度額を適用しております。例えば1世帯にお二人お子さんいれば、お一人ずつに対してそれぞれ満額の額を支給ということをしております。

○6番(高野俊和君) 道の収入の限度額ってわかりますか。

○教育次長(佐々木容子君) 世帯の人数によって基準額ございますので、読み上げていきたいと思えます。例えば世帯員お二人の場合は収入基準額558万4,000円、3人になりますと602万円、4人になりますと629万6,000円、5人になりますと656万、6人になりますと675万9,000円ということとなります。

○6番(高野俊和君) 2人の558万というのは、夫婦ということですか。

○教育次長(佐々木容子君) 世帯員、この中には高校生の対象となるお子さんを含んでということになりますので、保護者の方1名と高校生の方という考えで。

○6番(高野俊和君) わかりました。ありがとうございました。

次に、167ページの外国語指導助手招致事業費でありますけれども、現在いるロバート君でしたか、彼は何年までの契約でしたか。

○教育次長（佐々木容子君） ALTは基本的に1年ごとの契約となっております、昨年の8月からことしの7月までとなりますが、それ以降またことしの8月から来年の7月までということまで期間を延長できるということを本人と確認済みでございます。

○6番（高野俊和君） 1年契約、今回契約金が少し、四十何万円ほど減っておりますけれども、それは何か意味あるのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） これは、全国的な考え方の変更なのですが、ALTの報酬ですが、これまでは日本におります委嘱の全期間均等の報酬をとという形で、そしてこの方に係る所得税ですとか住民税も受け入れる団体のほうで負担という考えだったのですが、こちらのほうが平成23年から改められまして、報酬につきましては年数がふえるごとに報酬を段階的に上げていくということで高い報酬、全国的に1年目で帰られる形が多いということで、1年目よりは2年目のほうが少し報酬が上がりますというような、2年目から3年目ですとまた1段上がりますということで、長くいていただくというようなことを進めるということで規則の見直しを行いました。そういったことから、今1年目ですが、1年目の報酬額と2年目の額で以前いましたALTよりは額のほうが少し抑えられているということから、総額のほうが少し落ちている形になります。

○6番（高野俊和君） 現在ロバート君と、積丹にも今ALTが、ALTかどうか、います。たまたま道場週一、二回来ているのですけれども、外国語助手を取り入れている町村は後志に、積丹のイアン君も多分そうなのだと思いますけれども、後志でほかに何町村がありますか。

○教育次長（佐々木容子君） 後志でも相当の数配置していると思います。古平町はJETという国の機関を通じてということで誘致しておりますが、例えば積丹は民間の派遣会社のほうからの派遣ということも聞いております。

○6番（高野俊和君） 後志の派遣をしているところはそれぞれによって、古平と積丹が違うようにいろいろ、同じではないということなのですか。

○教育次長（佐々木容子君） ただいまも申し上げましたように、JETという機関を通じて入れているところもございますし、積丹町と、あと赤井川も民間の会社のほうからの派遣というふうに聞いております。後志全域では、申しわけありません、把握をしておりません。

○6番（高野俊和君） 今のロバート君ですか、私道場で練習で接する程度なのですかけれども、かなり人間的には好青年ですごくいいと思うのですけれども、子供たちの評判どうですか。

○教育次長（佐々木容子君） 大変に誠実な印象というのが第一印象なのですが、それに加えまして、中学生、特にスペルだけでない発音のほうというののもかなり重要になってくるのですが、本当にネイティブの発音で、かなり厳しく子供たちに仕込んでということで、英語の暗唱コンクールのほう中学生参加してということで、そちらのほうの特訓でかなり勤務の時間を延長して時間外、放課後にも指導してということで、学校からもそうですし、保護者の方からもかなり好印象というのを得ています。

○6番（高野俊和君） 道場の中でも生徒には大変人気あります。ちなみに、積丹のALTかどうか

かわかりませんが、来ている人は身長が1メートル90以上あって巨人です。柔道は大したことありません。今回来ているロバート君、ぜひ長く契約をして、子供たちにいい影響があると思いますので、長く雇ってもらえればなというふうに考えております。

最後になりますけれども、169ページの教育振興費で7節賃金の120万ほど増加ありますけれども、これ特別支援教育だと思っておりますけれども、教室ふえたのですか。

○教育次長（佐々木容子君） こちらのほうの科目で見ておりますのは古平小学校へ派遣しております支援員なのですが、ことし26年度まで2名のところ、クラスがふえるわけではないのですが、27年度からはより指導を密に充実させるということで1名増加ということで3名分を計上しております。

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中ですが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時08分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10款教育費、162ページから187ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 小学校費、中学校費、それから文化会館費で……

○委員長（岩間修身君） ページ数。

○8番（真貝政昭君） ページ数は、小学校費は……役務費です。167ページ、それから171ページ、それから文化会館は役務費ですから185ページになります。共通して伺いますけれども、中学校費はピアノ調律予算計上されていますけれども、ピアノ調律は一般的に1年に1遍というふうに言われているのですけれども、ばらつきがあるのはどういうあれなのでしょう。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時11分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○教育次長（佐々木容子君） ピアノの調律でございますが、基本的に小学校も中学校も文化会館も1回ずつでございます。小学校ですと手数料という形で一本になってはいますが、これにはピアノの調律のほかにクリーニング料ですとか、それ以外の手数料というの、文化会館費のほうもストーブの点検の中にピアノの調律とストーブの点検というふうに、ほかの科目と合わさっていますので、多少額のほうは違いますが、基本的には1回となっております。

○8番（真貝政昭君） 楽器とストーブは違うので、わかりやすく記述してくれると把握しやすいです。

それから、165ページの高等学校生徒遠距離通学補助金なのですが、町の事業は月曜日から

金曜日までを設定して計算しています。それで、実際に高校に通学している生徒の実態なのですが、部活をするというのが一般常識的な認識だと思うのですが、実態を把握しているのですか。

○教育次長（佐々木容子君） この補助金なのですが、実際に買われている定期券、ですからその世帯によっては1カ月全日のものであれば土日を抜かした定期ということもあるかと思いますが、どちらの定期を買われるのもご本人なりご家庭の買い方ということで、買った実績に対しまして町としましては小樽市は1万円を上限、余市町は7,500円を上限ということにしていますので、特に定期を選んでということはしておりません。

○8番（真貝政昭君） 経済的な理由で、それしか出ないので、経済的なものがあるとなればできるだけ安上がりにするというのが心情なのです。私が聞いているのは、実際の生徒が土日も含めて定期を買っている方がどれくらいいるのか、それから土日を抜かしたのがどれくらいいるのかという実数を把握しているかということなのです。

○委員長（岩間修身君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時14分

○委員長（岩間修身君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○教育次長（佐々木容子君） 申しわけありません。手元には資料持ってきておりませんが、毎月定期のコピーというものをいただいて、それを実績としておりますので、その定期を見ることで1カ月丸ごと買っているか、土日抜きを買っているかというのは把握ができております。

○8番（真貝政昭君） 支給、精算は3カ月ごとだけれども、定期の把握というのは毎月なのですね。

○教育次長（佐々木容子君） 3カ月ごとの支払いにあわせまして3カ月分のコピーを、年度当初は確定ということで1カ月分とりあえずいただきますが、あとは概算払い3カ月分ずつ行いますので、3カ月分のコピーと一緒にという手続をしております。

○8番（真貝政昭君） 167ページの小学校の光熱水費です。建設当初の試算があったと思うのですが、それとどれくらい誤差があるのか伺います。

○教育長（成田昭彦君） 26年度までは大差ございませんでした。給食センターと合わせになりますので100万で。ただ、今値上げあって8.4%くらいの値上げになっていますので、その分の差額として今200万くらい上乘せになってございます。

○8番（真貝政昭君） 中学校、それからBGの光熱水費というのは大体250万くらいなのです。それで、バイオマスの関係で他自治体で取り組んでいる事例なのですが、BG単体で賄おうとするとマイナスですけれども、これほど多額の電気代がかかるようになると独自で電気をつくり出すシステムをそろそろ選択したほうが安上がりになっていくような気がするのですけれども、検討に値するのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） そういった燃料のことにに関して、教育行政の中では考えておりません。

○8番（真貝政昭君） 町財政に現ナマでかかるものなので、これをほっておくというのは、財政のサイドからいけば放置しがたい状況ですね。だから、これは町長のほうの考え方になると思うのですけれども。

○町長（本間順司君） 北電さんが値上げしてから、再値上げということで、まだ2年くらいしかたっていませんけれども、将来的にはそういうことも考えていかなければならないのではないかなとは思いますが、国のエネルギー政策等々も考え合わせながら検討してまいりたいというふうには思っています。

○4番（本間鉄男君） 165ページの負担金補助及び交付金の中で古平町奨学金補助金ということでことし54万という計上しておりますが、たしか去年は30万かそのぐらいでなかったかなと思うのです。これ一応内申で3.5というふうなお話で言われていますけれども、実際に古平町の内申で3.5で、今町外の学校へ行っている方々の学校別の人数というものがわかりましたら、お伺いしたい、そのように思っております。私学も含めて関係なく3.5ということで奨学金あれているのでしょうか、人数のほかに、もしできれば申請の数、それと該当した数というのですか、その辺を含めてお伺いしたいと思います。

○教育次長（佐々木容子君） 今回この奨学金54万円、9名を見越して計上しております。昨年までは5名だったのですが、26年度中1人、成績も基準を超えている、また保護者の方の所得基準も基準以内ということで、その方を予算の範囲内、予算が不足ということで認定しないのもいかなものかということで、26年度は年度途中で1名補正という形で、実際は現在36万予算がある状況でございますが、その6名、27年度も引き続き継続ということで、さらに新年度3名を見越しまして9名分54万円を計上しております。申請と認定でございますが、学校から申請上がりましては、審査の結果で全員が認定をしているという状況でございます。27年度につきましては、今受け付けている最中ということで、これからということになります。新年度3名以内はクリアできるのかなというふうに考えております。継続になります6名ですが、申しわけありません、学校ごとの人数は把握していないのですが、学校といたしましては小樽ですと小樽桜陽高校、工業高校、それから双葉高校の3校となっております。

○4番（本間鉄男君） それと、先ほど申請した中で全ての方が申請どおりに奨学金助成を受けているというような解釈でよろしいのでしょうか。

○教育次長（佐々木容子君） 中学校3年生のお子さんに、学校を通してなのですが、その時点で成績のめどですとか、あと保護者の方の所得の限度額もお示ししていますので、上がってくるものについてはそちらの点がもうクリアされた状態のもので、あとは人となりということを経理長から意見を聞き取ってということで、上がってきたものについては去年、おととしも全員が認定をされているという状況でございます。

○4番（本間鉄男君） それと、町の奨学金とはかけ離れるのかなと思うのですけれども、昔古平信金にも奨学金制度ってあったのです。それが今古平信金が北海信金と合併されて、北海信金の奨学金制度というのは今も残っているのですか。

○教育長（成田昭彦君） 古平信金も、後半になってきたときはもう育英資金というのはやっ



ませんでした。今の北海信金でもそういったものはない状況でございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、171ページの小学校の学校給食費ということでお伺いしたいのですが、25年と26年の予算でかなりふえたものですから、その辺の予算のことをちょっとお尋ねしたのですが、今回も大体270万ぐらい予算としてはふえております。これ人数的に単純にふえたという解釈でいいのか、それとも給食費を値上げしない分古平町の負担がふえたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○教育次長（佐々木容子君） 給食費につきましては、先日の教育長の執行方針の中ででしたか、据え置くということが示されておまして、小学校ですと1食267円ということになります。今回予算的に大きくふえましたのは、人数のほうが大幅にふえるであろうという、学校給食費は全員に行き渡るわけでございますが、総体でいきますと平成26年度42名を見込んでおりましたが、27年、今回は49名ということで7名ほどふえる見込みとなっております。

○7番（木村輔宏君） 165ページにひょっと出てきたのが古平小学校140周年記念事業補助金というのがぼんと出ているのです。これは、幾らの予算でやるのに30万、それからどのくらいの規模でやるのですか。

○教育次長（佐々木容子君） こちらでございますが、事業予算総体が30万円ほどということで、実は10年前にも130周年の式典と、それから記念誌の発行、あとは130年目のということで運動会ですとかというところに多少経費がかかりましたが、それと同じ程度のものを140周年、ことしもということでした。前回は、実は町のほうでの支出というのがございませんでした。といいますのも、町内の事業所ですとかPTAのほうから、PTAのほうで廃品回収しまして、ある程度の経費をそちらのほうから、また相当な寄附もいただいてということで、その中で実施をしておりましたが、町の中かなり経済的にという部分がありまして、学校のほうでそれなりの寄附金を集めるのが難しいのではないかとということで、ですから今回は30万円全額計上いたしました。寄附の集まりぐあいによっては多少支出しない額、不用額も出るのかなというふうには考えております。

○7番（木村輔宏君） ということは、寄附金か何かも集める予定もあるということ、それとも集まったらそれをプラスするという意味なのですか。

○教育次長（佐々木容子君） 実際にこちらの事業、PTAなどが主体となります実行委員会で動く形になるかと思いますが、大々的ではないにしても、寄附を求める、そういう活動はしていくということですので、それによっては多少減額ということもあるかと思えます。

○7番（木村輔宏君） ということは、これ規模的にはそんなに大きくなくて、PTAプラスアルファ程度でやるということよろしいですね。

177ページに不登校支援相談員報酬と、これは不登校の報酬の問題ではなく、最近川崎の事件もありまして、実際にはあれは教育委員会等もっと入っていればという話が結構出ていますけれども、そういう面で行きますと、こういうような要素が少しでももしあればお話しただければ、なければ一番いいのです。

○教育長（成田昭彦君） 毎月校長、教頭会、教育委員会入ってそういう打ち合わせするわけでご

ございますけれども、今こういった事情をもって不登校児童生徒というのはおりません。

○7番（木村輔宏君） それについては、これからも十分気をつけていただいて、あってからでは遅いものですから、お願いいたします。

それから最後に、183ページの備品購入費という中にプール掃除用水中ロボット購入費というのがばんと99万4,000円、これは水の中で掃除するのですか。

○教育次長（佐々木容子君） 今一般的に室内の自動で走るお掃除ロボットという、こういう丸い形のものがよく販売されているのですが、あれの水中版、あれよりはもう少しごついのですが、全自動で水中の中を走らせることによって、例えば本当に細かい髪の毛ですとか、砂ですとか、そういうものを自動で吸い取って、自分で動いて歩くという、そういうものでございます。

○7番（木村輔宏君） それは、毎日やるのですか、それとも1週間に1回とか1カ月に1回とかやるのですか。

○教育次長（佐々木容子君） 基本的には、プールオープンの時期はほぼ毎日ということになります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款職員給与費、15款予備費、188ページから197ページまで一括質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 191ページです。償還金利子及び割引料、元金ですね、それから利子も下に書かれていますけれども、歳入のほうになるのですけれども、交付税措置されるので入ってくる額は総額幾らになっていますか。

○財政課長（三浦史洋君） ご質問は、町債の元金利子の部分で償還で交付税措置という部分なので、交付税の算出資料を提出してございます。予算の説明書の31ページですが、今出せるでしょうか。資料の31ページに交付税の算出調書ということで、ことしの予算は右側、27年度予算ということで組んでおります。段は、下のほうの公債費という区分がございまして、その部分で起債の償還の部分全て載せております。結果的に黒枠の3億8,280万円と予想しております。

○8番（真貝政昭君） その差額について説明してください。

○財政課長（三浦史洋君） 何との差額かわからなかったのですけれども、多分公債費の元金、利子の金額と今ご説明しました普通交付税に算入されている金額との差額だと思います。これは、例えば過疎債では元利償還金の70%ぴったり算入しております。また、理論償還とって、それぞれあるのですけれども、臨財債は100%、災害復旧費は90とかそのぐらいか……今答えられない部分もございまして、先ほど言いました過疎債に代表されるように、そういう部分の交付税算入された差額が一般財源ということなんです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、ただいま一般会計予算、歳出の審議が終わりました。

◎延会の議決

○委員長（岩間修身君） 質疑の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

○委員長（岩間修身君） なお、明日の委員会は10時から再開いたします。

延会 午後 3時34分